

平成26年9月 9日から  
平成26年9月10日まで

標 茶 町 議 会  
第 3 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場議場

## 平成26年標茶町議会第3回定例会会議録目次

### 第1号(9月9日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
標茶町議会議員定数等調査特別委員会報告	10
総務経済委員会所管事務調査報告	11
一般質問	12
後藤 勲 君	12
松下 哲也 君	19
深見 迪 君	23
長尾 式宮 君	36
黒沼 俊幸 君	39
鈴木 裕美 君	43
報告第8号 株式会社標茶町観光開発公社経営状況説明書の提出について	46
延会の宣告	53

### 第2号(9月10日)

開議の宣告	57
議案第40号 標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について	57
議案第41号 工事請負契約の締結について	59
議案第42号 工事請負契約の締結について	63
議案第43号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について	66
議案第44号 標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	67
議案第45号 標茶町手数料条例の一部を改正する条例の制定について	69
議案第46号 標茶町農業研修センター設置及び管理に関する条例の制定について	70
議案第47号 平成26年度標茶町一般会計補正予算	75
議案第48号 平成26年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	75
議案第49号 平成26年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	75
認定第1号 平成25年度標茶町一般会計決算認定について	78
認定第2号 平成25年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について	78

認定第 3号	平成25年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について……………	78
認定第 4号	平成25年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について……………	78
認定第 5号	平成25年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について……………	78
認定第 6号	平成 25 年度標茶町病院事業会計決算認定について……………	78
認定第 7号	平成 25 年度標茶町上水道事業会計決算認定について……………	78
意見書案第 20号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を 求める意見書……………	78
意見書案第 21号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書…	79
意見書案第 22号	2015年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書…	80
閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）	……………	81
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）	……………	81
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）	……………	81
議員派遣について	……………	81
日程の追加	……………	81
議案第 47号	平成26年度標茶町一般会計補正予算	81
議案第 48号	平成26年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	81
議案第 49号	平成26年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	81
	（議案第47号・議案第48号・議案第49号審査特別委員会報告）	
閉議の宣告	……………	82
閉会の宣告	……………	82

# 平成26年標茶町議会第3回定例会会議録

## 平成26年標茶町議会第3回定例会会議録

### ○議事日程（第1号）

平成26年 9月 9日（火曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 標茶町議会議員定数等調査特別委員会報告
- 第 5 総務経済委員会所管事務調査報告
- 第 6 一般質問
- 第 7 報告第 8号 株式会社標茶町観光開発公社経営状況説明書の提出について

### ○出席議員（14名）

- |            |           |
|------------|-----------|
| 1番 松下哲也君   | 2番 長尾式宮君  |
| 3番 菊地誠道君   | 4番 本多耕平君  |
| 5番 林博君     | 6番 黒沼俊幸君  |
| 7番 後藤勲君    | 8番 舘田賢治君  |
| 9番 鈴木裕美君   | 10番 田中敏文君 |
| 11番 熊谷善行君  | 12番 深見迪君  |
| 13番 川村多美男君 | 14番 平川昌昭君 |

### ○欠席議員（0名）

なし

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- |        |       |
|--------|-------|
| 町 長    | 池田裕二君 |
| 副 町 長  | 森山豊君  |
| 総務課長   | 島田哲男君 |
| 企画財政課長 | 佐藤弘幸君 |
| 税務課長   | 武山正浩君 |
| 管理課長   | 中村義人君 |
| 住民課長   | 佐藤吉彦君 |
| 住民課参事  | 蛭田和雄君 |
| 住民課参事  | 松本修君  |
| 農林課長   | 牛崎康人君 |
| 建設課長   | 井上栄君  |
| 水道課長   | 妹尾茂樹君 |

## 平成26年標茶町議会第3回定例会会議録

育成牧場長	類瀬光信君
病院事務長	山澤正宏君
やすらぎ園長	春日智子君
教 育 長	吉原平君
教育管理課長	高橋則義君
指導室長	佐々木豊君
社会教育課長	伊藤正明君
農委事務局長	牛崎康人君（農林課長兼務）

### ○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	玉手美男君
議事係長	小野寺一信君

## 平成26年標茶町議会第3回定例会会議録

(議長 平川昌昭君議長席に着く。)

### ◎開会の宣告

- 議長（平川昌昭君） ただいまから、平成26年標茶町議会第3回定例会を開会します。  
ただいまの出席議員14名、欠席なしであります。

(午前10時00分開会)

### ◎開議の宣告

- 議長（平川昌昭君） 直ちに会議を開きます。

### ◎会議録署名議員の指名

- 議長（平川昌昭君） 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、  
4番・本多君、 5番・林君、 6番・黒沼君、  
を指名いたします。

### ◎会期決定

- 議長（平川昌昭君） 日程第2。会期決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本定例会の会期は、本日から9月10日までの2日間といたしたいと思ます。  
これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。  
よって、本定例会の会期は、9月10日までの2日間と決定いたしました。

### ◎行政報告及び諸般報告

- 議長（平川昌昭君） 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、行政報告を求めます。

町長・池田君。

- 町長（池田裕二君）（登壇） 先の定例会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと存じます。

なお、次の7点について補足をいたします。

1点目は、スポーツ合宿誘致の結果についてであります。

本年度の合宿誘致の結果についてご報告申し上げます。

本町のスポーツ合宿につきましては、地域経済の活性化、人的・技術的交流による情報収集と良質な情報発信が例年行なわれ、本町の夏の風物詩とも言うべき事業となっております。

本年度につきましては、合宿誘致推進員をはじめ関係者の方々のご努力によりまして、天満屋・九電工・大塚製菓の実業団陸上チーム、日本体育大学スケート部・釧路地方陸上競技協会

## 平成26年標茶町議会第3回定例会会議録

などの団体が来町し、総勢で700名を超える競技者が本町に集い、汗を流していただきました。

また、中学校野球夏季標茶交流大会が管外を含む12チームの参加により開催され、本町の賑わいづくりに貢献いただきました。

合宿団体については、本町の恵まれた環境の中でトレーニングを積む中、住民との交流や地元児童生徒に対する技術指導を行なうなど、所期の目的を達したところであります。

また、本町で合宿トレーニングを積んだ大塚製薬の森選手においては、8月31日に札幌で行われた北海道マラソンで第2位の戦績をおさめ、今後の誘致への影響を期待するところであります。

本町の合宿地としての魅力は確実に定着し、かつ、広がりを見せはじめておりますことから、今後につきましても、合宿誘致推進員の活動をはじめとする積極的な誘致を行い、質、量、ともに充実した展開を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目は、職員の在職状況についてご報告申し上げます。

平成25年度の年度途中で退職した職員は、看護師7名であり、その補充を3名中途採用したほか、定年退職予定の栄養士を中途採用し、そのほか一部臨時職員による補充対応をしております。

また、今年3月31日付の定年退職者等につきましては、事務職2名、保育士2名、看護師3名、栄養士1名、看護助手1名、あわせて9名が退職しており、本年4月1日付の正職員採用は事務職4名、保育士2名、看護師2名、作業療法士1名、合計で9名の採用を行った結果、退職者16名、採用補充13名で差し引き3名の削減となり、4月1日現在の職員総数は260名となっております。

過去5年間における職員削減数は、3名となっております。

現在、第3期行政改革に従い、新たな行政需要にも柔軟に対応できるよう適正な人員配置に努めることとし、事務事業の見直し等により職員数の削減を実施してまいります。住民サービスの低下を招かぬよう充分意を配しながら、引き続き努力してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目は去る、9月1日防災の日にあわせ実施致しました「平成26年度標茶町総合防災訓練」について、ご報告いたします。

標茶町総合防災訓練については、本年度で8回目となりますが、第1部では近年の異常気象を踏まえ、集中豪雨と雷によって町内が停電し、釧路川水位が避難判断水位を超えたため住民への避難勧告を発令する想定で実施したものです。

市街地各町内会とは状況伝達、避難所開設、誘導および住民移送など行うとともに、今回最初となりますが、浸水想定区域内の要支援施設である保育園、幼稚園、2つのグループホームと連携をし避難所への移送訓練も実施したものであります。また、地区との連絡訓練として各公民館エリアとは防災行政無線を活用した災害対策本部との間で伝達訓練を行いました。

第2部では災害時、実際に行われる技術や工法として、標茶消防団職員による救出訓練、標茶町災害対策土木協議会による水防工法・土のう作成訓練、排水ポンプ車等設置訓練が行われました。

また、トレセンを避難所に想定した第3部では災害時の疑似体験や学習、展示物見学などにより、災害発生時の備えや心がけの学習、標茶赤十字奉仕団、自衛隊による非常食の試食等が

## 平成26年標茶町議会第3回定例会会議録

行われました。

今回は平日開催でありましたが、市街地各町内会、要支援施設の皆様の参加そして各関係機関のご協力をいただき昨年を上回る総勢500名の参加となったものです。

また、訓練と歩調をあわせ取り組みを展開した町内会が見られるなど、町全体の防災力向上が図られたものと言えます。

今回の訓練を十分検証する中で、さらに自助・共助・公助がうまく連携ができ、生命と財産を守ることできる、安全・安心の町づくりが推進されるよう引き続き進めていく所存でありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

最後に、ご参加いただきました多くの町民の皆さま、そして町議会をはじめ関係機関の皆様方に感謝を申し上げ報告とさせていただきます。

4点目は、在沖縄米軍による県道104号線越え実弾射撃訓練の分散実施についてであります。

在沖縄米軍による矢臼別演習場での沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散実施につきましては、北海道防衛局から「9月2日をもって本年度の訓練が終了」との通知がありましたが、その訓練規模並びに対応を含めてご報告いたします。

本年度につきましては、7月30日に北海道防衛局から訓練実施の通知を受け、その規模などは、8月24日から9月4日までのうち10日間、人員約430名、車両約100両、砲数は155ミリ榴弾砲12門という内容でありました。

このことを受けまして、8月11日に北海道と関係4町で構成する「矢臼別演習場関係機関連絡会議」として、矢臼別演習場における在沖縄米軍の訓練が固定化されないことと合わせまして、夜間訓練の自粛、安全対策の徹底、情報提供と訓練の公開、規律の維持、騒音対策として住宅防音区域の拡大の要請を、北海道防衛局に対し行ったところであります。

また、町としましては、状況の把握、関係機関との連絡調整、住民生活の維持安定を図るため、8月18日に「標茶町米海兵隊実弾射撃訓練対策本部」を設置し内部体制を整えてまいりました。

なお、住民に対する今回の訓練内容の情報提供につきましては、新聞折り込み並びに農家ファックスにより行なっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

5点目は、久著呂郵便局の簡易局化についてであります。

本年1月の臨時町議会でも報告をさせていただきましたが、その後の経過についてご報告申し上げます。

久著呂郵便局の簡易局化による地域社会への影響が大きいことから、地域への丁寧な説明と存続に向けての要請を行っておりましたが、日本郵便株式会社北海道支社の丁寧な現地説明により、久著呂地域会の対応が「簡易局化いたしかたない」との方向となりました。

町としましては、極力サービスの低下につながらないように再度要請を行ったところであります。

このことを受け、日本郵便株式会社北海道支社では、鶴居村の下久著呂簡易郵便局を廃止移転し、標茶町中久著呂市街地に、民間住宅を改修した「久著呂簡易郵便局」を開局し、本年9月29日から営業を開始することになりましたのでご報告いたします。

今後につきましても、地域における問題については、地域会と協力をしながら対応してまいりたいと考えておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

## 平成26年標茶町議会第3回定例会会議録

6点目は、町立病院における9月以降の診療体制についてであります。

齋藤前院長が8月31日をもって退職されましたが、そのことに伴う9月以降の町立病院における診療体制について、ご報告申し上げます。

はじめに当直体制についてであります。北大消化器外科医局のご理解とご協力を賜り、齋藤医師が受け持っていた当直日をカバーしていただけることとなりました。

また、懸案でありました日曜日の当直業務につきましても北海道病院協会のご理解をいただき、臨時的医師派遣について認められ、今月より道内の医療機関から随時、当直医師を派遣していただけることとなりました。

このことにより常勤医師の過重な勤務環境を緩和しつつ、救急指定病院の機能を維持できることとなりました。

次に、産婦人科の診療体制であります。引き続き、札幌医大産婦人科学講座から月に一週間の派遣は継続していただけます。派遣期間内における医師の業務について診療業務と検診業務で負担が増えますが、対応していただけることを確認しております。

なお、診療日程等につきましては、院内広告、町広報、ホームページ等により周知を図ってまいります。

以上、9月以降の診療体制をご報告させていただきましたが、当面の体制維持に向け、ご高配賜りました関係機関の皆様へ感謝申し上げますとともに、引き続き、医師の確保について努力をしてまいりたいと存じます。

最後になりますが、平成4年から長きにわたり本町の地域医療に、ご貢献いただきました齋藤國雄先生に心から感謝申し上げ、報告とさせていただきます。

7点目は、と畜場＝食肉加工センターについてであります。

この件につきましては、さきの第2回定例会においてもご質問いただき、立地選定等の作業に着手したことをお伝えしておりますが、この間の情勢についてご報告申し上げます。

去る8月6日、釧路、根室両管内の農協組合長会会長が見えられ、懸案でありました、食肉センター建設に係る管内市町村への負担の考え方に対する説明を終え、一定の理解を得たことのご報告がありました。それを受け、翌8月7日には根室管内の市町村長の皆様、続いて8月20日には釧路管内の市町村長の皆様に、これまでの経過説明と協力要請を組合長会とともに行いました。そして、9月1日開催の釧路・根室管内市町村長会議において、一致団結して根釧地域の屠畜場を存続させるよう、両管内の総合開発促進期成会が合同で要請行動等を展開することが決定されました。

まだまだ、具体の負担割合や建設場所など協議、確定を急がなければならない課題は山積しておりますが、私としてはやっとスタートラインに立てたものと認識しており、議会の皆様にも引き続きご理解ご協力を賜りながら、実現に向け努力してまいりたいと考えているところでございますので、宜しくお願いいたします。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・吉原君。

○教育長（吉原平君）（登壇） 平成26年第3回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細にご報告しておりますが、以下5点につ

いて補足し、ご報告申し上げます。

はじめに、平成27年度から使用する「小学校の教科用図書の採択結果について」であります。

採択にあたっては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づき、本年5月28日に管内5町1村の教育委員会で構成する「第13教科用図書採択地区教育委員会協議会」を開催しました。協議会には調査委員会を設け、専門的な調査研究を行わせ、その結果報告を踏まえながら、教科用図書に関する地区内の実態などに応じて教科ごとに1種類を採択する協議会を行い、8月13日開催の協議会において各教科用図書の採択決定がなされました。協議会の協議経過等については、定例教育委員会において報告を行うとともに、8月27日開催の定例教育委員会で採択結果を報告いたしております。

なお、採択された小学校教科用図書の発行者は、「国語、書写、社会、算数、生活、音楽」が「教育出版株式会社」。「理科、保健」が「東京書籍株式会社」。「地図」が「株式会社帝国書院」。「図画工作」が「日本文教出版株式会社」。「家庭」が「開隆堂出版株式会社」であります。

2点目は、児童・生徒のいじめに関する状況調査についてであります。

町教委といたしましては、よりきめ細かく児童生徒の実態を把握し、いじめの早期発見・早期対応に向けた取組と、今後の指導改善に役立てるため、年2回のアンケート調査と、それに関連した追跡調査を実施しております。

その結果についてご報告いたします。

まずはじめに、これまでの調査で、「いじめられた」と答えた児童生徒は5月末の段階において4.9%いましたが、追跡調査によって、いわゆる深刻ないじめではなく、その後の指導によってすべて解決されております。

また、「どないじめをされましたか」の問いに対しては、いじめられたと答えた子のうち約38%が「悪口」で最も多く、次に、「仲間はずれや無視」が34%と続いており、例年と同じ傾向を示しています。

一方「いじめはどんなことがあっても許されないことだと思いますか。」という問いにつきましては、86%の児童生徒が「そう思う」と答えており、若干増加しているものの、「そう思わない、どちらともいえない。」と答えた子が、14%いることとなります。

このことにつきましては、引き続き課題として受け止め、各学校の取組はもとより、調査結果を保護者に配付して協力を求めてまいります。また、学校における活動を紹介するリーフレットを作成したり、児童生徒の交流する場を設けたりして、いじめの問題を児童生徒が自らの問題として捉え、未然防止に向けて行動できるよう働きかけていきたいと考えているところであります。

集団生活を営む上では、さまざまな人間関係のあつれきや対立が生じることから、いじめは常に起こり得るものであります。今後も学校のどこかでいじめが存在し、それによって悩み苦しんでいる児童生徒がいるかもしれないという意識をもって子どもたちを見守るとともに、学校いじめ防止基本方針に基づいた組織的な対応が大切です。

今後も、いじめ根絶に向け、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を発揮するとともに、連携を強化し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めてまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

## 平成26年標茶町議会第3回定例会会議録

3点目は、児童生徒が各種大会において、大きな成績を収めましたので、ご報告いたします。釧路管内・小学生女子野球選抜チームの釧路アクアガールズに標茶小学校6年生の日野雅妃さん、横田采果さん、加藤優奈さんの3名が選ばれました。

6月28日、網走市で開催された全道大会で優勝し、北海道代表として、8月11日から東京都で開催された全国大会「NPBガールズトーナメント2014」に初出場しました。初戦で神奈川県チームと対戦し、3対7で惜敗いたしました。

7月20、21日に網走市で開催された「第32回北海道小学校陸上競技大会」に標茶陸上少年団が出場しました。

「走り幅跳び」で菅原悠己暉君（標茶小4年）が3位に入賞、「砲丸投げ」で宍戸夢叶さん（塘路小6年）が6位に、「4×100mリレー」で標茶小4年生チームが8位に入賞しました。

7月27日には、江別市で開催の「第28回マルちゃん杯北海道少年柔道大会」に標茶柔道少年団が出場し、中学生男子団体が3位に入賞しました。

8月3日に、札幌市において「第63回北海道少年剣道錬成大会兼第56回赤胴少年剣道錬成大会」に標茶町剣道スポーツ少年団が出場しましたが、入賞には後一步及びませんでした。

次に道内各地で開催された「中体連・全道大会」の結果について、ご報告いたします。

7月31日、札幌市で開催された「全道中体連・柔道大会」において標茶中学校・柔道部女子団体が初優勝しました。

男子個人90kg超級の加藤颯太君（標茶中3年）が優勝いたしました。女子個人70kg級の北村里奈さん（同2年）と70kg超級の前畑鈴音さん（同2年）が準優勝し、63kg級の藤本安理さん（同2年）が3位入賞いたしました。

女子団体と加藤君は8月22日、愛媛県で開催の「全国中体連・柔道大会」に出場しました。結果は、加藤君が3回戦まで進出し、ベスト16となりました。女子団体は、予選で敗退となりました。

8月1日に旭川市で開催された「全道中体連・バスケットボール大会」に標茶中学校・バスケットボール部女子が2年連続で出場しましたが、1回戦で敗退いたしました。

その他競技に出場した選手も、大いに健闘したところであります。

今後の児童生徒の更なる活躍を期待するものであります。

4点目は、「第25回子どもの夢を育てるまつり」についてであります。この事業につきましては実行委員会が主体となり関係機関、団体の協力を得て7月27日、駒ヶ丘公園において盛大に開催されました。当日は、開会前から多くの子ども達や付き添うお父さん・お母さんやおじいちゃん・おばあちゃんが会場に訪れ、本来の目的であります子どものためのイベントとして、多くの町民の参加をいただきました。

内容につきましては、恒例のミニSLの運行やペットボトルロケット飛ばし、白バイやミニ消防車の乗車体験などを楽しんでおりました。また、会場では各ブースとも盛況でいろいろ工夫された遊びと食べ物コーナーが提供され、思い思いの遊びを体験するなど、将来を担う子どもたちに楽しい夢を与えることができた一日となりました。

5点目は、図書を受贈についてご報告いたします。

標茶町図書館への図書の寄贈であります。標茶古本市の会から児童図書6セット、29冊（7万5,276円相当）の寄贈をいただき、昭和59年から累計で1,374冊（207万3,821円相

## 平成26年標茶町議会第3回定例会会議録

当) となりました。

心より感謝の意を表するものであります。

以上で今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） ただ今の、口頭による行政報告に対しまして簡易な質疑を認めます。  
ご質疑ございませんか。

6番・黒沼君。

○6番（黒沼俊幸君） 先ほど町長の行政報告の中で、6点目だったと思いますけど病院の診療体制が、私が今まで聞いていたのは現在の常勤医師3名による当直を続けるというお話でしたが、今日お聞きしますと当直医師の派遣が新しい人が追加されるということですか。その点を詳しくお聞きしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 病院事務長・山澤君。

○病院事務長（山澤正宏君） お答えいたします。このたび、日曜日の当直業務、常勤の先生の業務負担が増える部分がありましたので、この負担軽減を図るということで北海道病院協会のほうへ臨時的医師派遣の依頼をしてございました。そのことについて今回道内の医療機関から日曜日の当直業務ということでの、医師派遣をいただけるということになったということでございます。

○議長（平川昌昭君） 黒沼君。

○6番（黒沼俊幸君） 道内と漠然と言われましたけれど、札幌とか釧路とか具体的にはわかりますか。

○議長（平川昌昭君） 病院事務長・山澤君。

○病院事務長（山澤正宏君） 今回9月につきましては、厚真町のクリニックの理事長さんがこちらのほうに来ていただけるということで、北海道病院協会のほうから連絡をいただいております。なお、10月以降についても定期的に厚真クリニックの理事長さんが、来ていただけるというお話もいただいているところでございます。

北海道病院協会のほうでは釧路市内の医療機関においても、北海道病院協会のほうの医師派遣登録されている機関にもですね、今依頼をかけているところであるというお話もいただいているところでございまして、まだ具体的な医療機関そして先生のお名前については、まだこの先になるのかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時26分

## 平成26年標茶町議会第3回定例会会議録

### ◎標茶町議会議員定数等調査特別委員会報告

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4。標茶町議会議員定数等調査特別委員会報告を議題といたします。

お諮りいたします

本件に関し、付託いたしました標茶町議会議員定数等調査特別委員会委員長から調査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条の規定により、委員長の報告を求めます。

標茶町議会議員定数等調査特別委員会委員長・川村君。

○標茶町議会議員定数等調査特別委員会委員長（川村多美男君）（登壇） 特別委員会調査報告書について。

本特別委員会は下記調査事項について調査を終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告します。

#### 1. 調査事項 標茶町議会議員定数等に関する調査

経過. 平成25年9月3日、議会運営委員会に対して平川昌昭議長から、「議会改革の取り組みについて」の諮問を受けた。その後、議会運営委員会発議で平成25年12月10日、議長を除く13名の構成で「標茶町議会議員定数等調査特別委員会」の設置が提案され、本会議で可決した。

調査の経過はおおむね次のとおりである。

#### 1. 第一回調査特別委員会

平成25年12月11日、委員長に川村多美男議員、副委員長に深見迪議員を選出した。

#### 2. 第二回調査特別委員会

平成26年3月27日、議会事務局から、標茶町議会議員定数の経過、釧路管内・道内の現状等について資料が提出され、説明を受けた後、主に議員定数について各委員の意見を受け議論した。主な意見の概要は記載のとおりでありますので読み上げは割愛させていただきます。

#### 3. 第三回調査特別委員会

平成26年5月12日、議会事務局から、標茶町特別職および議員報酬の経過一覧、釧路管内・道内の現状等について資料が提出され、説明を受けた後、主に議員報酬・監査委員報酬について各委員の意見を受け議論した。主な意見の概要については記載のとおりでありますので読み上げは割愛させていただきます。

#### 4. 第四回調査特別委員会

平成26年7月24日、先に配布していた「調査特別委員会報告」（案）について意見交換をした。主な意見の概要は記載のとおりでありますので読み上げは割愛させていただきます。

#### 5. 委員会の所見

① 議員定数については、人口面、産業の発展等から見ても、議員の果たすべき役割をさらに発揮し、住民からの声を聞き、支持が得られるようにすべきである。努力しつつも人口減少が進み、物理的に現行定数の維持が難しくなってきた時点で、再度定数問題について調査すべきである。また、さらに議会の役割を果たすことが住民の負託に応える議会の課題であるなどの意見が出た。特別委員会では、定数削減は時期尚早であるとの

意見が大勢を占めてはいたが、引き続き議会の今後の課題とする。

- ② 議員報酬については、議会選出の監査について、標茶町が全道一高い報酬であること、識見者と議会選出監査とに差がないこと、特別委員会の委員の発言も大勢は引き下げの意見であったことなどから、引き下げることが妥当である。なお、引き下げ額は、現行8万円から1万2,000円引き下げることとし、引き下げ後の報酬額を管内平均も考慮し、6万8,000円とする。

以上で、標茶町議会議員定数等に関する調査報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） 以上で、標茶町議会議員定数等調査特別委員会調査報告を終了いたします。

◎総務経済委員会所管事務調査報告

○議長（平川昌昭君） 日程第5。総務経済委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長・黒沼君。

○総務経済委員会委員長（黒沼俊幸君）（登壇） 総務経済委員会所管事務調査報告書について、本委員会は所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告します。

調査日時、4月23日と7月24日。場所は役場会議室、それから標茶町農協の会議室でございます。調査事項、中山間地域等直接支払制度について。出席者はお目通し願いたいと存じます。調査の経過及び内容。

・中山間地域等直接支払制度の概要は、傾斜地が多く平地に比べ農業生産条件が不利であり耕作放棄地による食糧供給機能及び多面的機能の低下を防止することが必要とされることに起因しています。

・平成12年度から中山間地域等直接支払制度が開始されており、5年間の活動予定として、農地の管理方法や役割分担、共同取組活動を集落協定に決めて実施しております。

・本制度は第3期対策中の5年目の年度にあたり、平成27年からは第4期が実施される予定であります。

・平成25年度の実績は集落協定締結数362戸、交付額は3億9,900万円であります。

・平成26年度の主な計画については、農業基盤整備事業55件、多面的機能を増進する事業が37件と最も多く計画されています。生産性と収益の向上では、堆肥の利用56件、地域公共牧野14カ所、コントラ利用支援で23件となっております。その他の集落の取組みは農場周辺舗装整備が81件となっております。

委員会の所見であります。

中山間地域等直接支払制度の中で、現行第3期対策では、都道府県の全てで96%以上が良い制度であると評価しており、国が考えている耕作地の放棄が防がれております。27年度の4期目からは女性や若者が参加しやすいメニューの追加が望まれています。本町では美しい景観を維持するため、点在する離農地に残された廃屋の撤去が難しい問題となっていて、行政の支援が必要との意見がありました。又、各委員からは共同取組は民主的に協議、計画決定されていることに大変良いとの評価がされ、本制度の継続的な取組みの必要性が確認され

ました。

以上で報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご質疑ないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、総務経済委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎一般質問

○議長（平川昌昭君） 日程第6。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

7番・後藤君。

○7番（後藤 勲君）（発言席） さきに通告しておりました3点についてお伺いをしていきたいと思えます。

まず、きょうの防災訓練の話なのですけれども、先ほど町長も行政報告の中で詳しく訓練の様子を話されたわけなのですけれども、ただ、私は、この1番目に書いてありますように、市街地のサイレンのことなのですけれども、現在3基が恐らく桜と消防のところと、その小路のところについていると思っておりますけれども、今回のサイレンが、ここのやつが鳴らなかったというお話がありまして、それに加えてこの3基でもって皆さんに通知をするのか、例えばサイレンというのは、我々昔から火事や災害があったときには町民に知らせるものだというふうに考えていたのですけれども、これはよく聞くと団員を招集するためだということなので、今は電話等やなんかでもってそういう技術が発達していますから、それなりに隊員については招集できると。将来は最終的にサイレンがなくなってもおかしくはないというような考え方を聞いたのですけれども、ただ、今回、この3カ所というのは、町として前に、恐らく今西町長のときですか、そのときに何かサイレンがうるさいということで一回中止したという経緯がありますけれども、今はまたそれなりの音楽が、よく私はわからないのですけれども鳴っていますけれども、サイレンだけではとても正直皆さん方に周知するというのは非常に困難だと思います。例えば竜巻だとか、それから雷だとか、これらは意外と雨が降っているとかなんとかと、住民が予想もしないときに起きてくると。雷も、雨が降っていないときのほうが起きやすいという話もありますから、こういうようなときにどういような伝達をして、町民の皆さんに周知徹底を図っていくのかということ、一番問題だろうと思えます。

それと、今、私が言いたいことは、まず、例えば常盤の上側ですか、それと開運町の下、それから麻生のほうとか、最終的にそのぐらひは最小限必要ではないのかなというふうには考えていますけれども、この辺について、町がこれからそういうことに対して、サイレンをふやしていくとか、今、先ほど議会事務局のほうからJアラートの話は聞いたのですけれども、これも国からの情報がテロだとか、そういうものについてくると思うのですけれども、これらについてもちょっと町民もわからない部分もあろうかと思えますけれども、これらを含めてどのような伝達をしているのかなというふうには、その辺を聞かせていただければと思うのですけれど

も。

○議長（平川昌昭君） 後藤議員、増設する考えはないかということの通告で、それでよろしいですね。1問目ですよ。

○7番（後藤 勲君） 1問目はね。

○議長（平川昌昭君） 増設する考えはないかということですね。Jアラートのことは触れていませんので。

○7番（後藤 勲君） 触れていないけれども……

○議長（平川昌昭君） いや、通告がないので。まずは、増設する考えはないかということの通告です。その1点でお願いします。2番、3番でいいですか。2、3はいいですか。2、3。

（「議長、議事進行、休憩をお願いします」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 2番、3番も。

○7番（後藤 勲君） まず、1点目ね。今のはね。

（「議事進行、休憩をお願いします」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 2点、3点も同じような訓練について。

○7番（後藤 勲君） いや、絡んでくることは間違いないのだけれども、とりあえずこのサイレンの問題については、とりあえず一回聞かせてもらおうということになって。

○議長（平川昌昭君） 増設についてね。

○7番（後藤 勲君） うん。だから……

○議長（平川昌昭君） 通告についてね。

○7番（後藤 勲君） サイレン、イコールJアラートの部分も含むからと思って聞いてはいるのだけれども、その部分はカットするというのなら、それはそれでいいですけども。

○議長（平川昌昭君） それは、けさの話の中で出たことで、通告に出していませんので、この増設する考えに絞って聞くということですから。増設する考えはないかということですから。

（何事か言う声あり）

○議長（平川昌昭君） 2番、3番も続けて言ってください。

○7番（後藤 勲君） 続けてか。

○議長（平川昌昭君） はい。

○7番（後藤 勲君） わかりました。

防災の関係ですから、それなりに全部絡んでくるといえば絡んでくるのですけれども、例えばサイレンの今話をしていきますけれども、開運町にも一つ設置をしたとすれば、南標茶はまだ10戸ぐらい、うちがあるのですよ。そうすると、水が出たときには向こうまでその通知が行かないという部分があるのですよ。下の2番目にもいろいろ、このときはそれなりの話をしようと思うのですけれども、ただ、サイレンの関係は何カ所が必要なのか、設置する考えがあるのか、とりあえず聞かせてください。

（「議長、議事進行していない、休憩して」と言う声あり）

○議長（平川昌昭君） 休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時45分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を続行します。

後藤君。

○7番（後藤 勲君） 防災の関係ですから、それなりにこれ全部絡んでくるのですけれども、非常に2番目のやつは、これ今回の釧路川の氾濫を想定した訓練では、会場は農業者トレーニングセンターであったが、実際の避難場所は釧路川の右岸、左岸に分け、高台に集結するほうがより安全ではないのか。また今後、そのための訓練が必要ではないかと思うがどうか。

これについては、トレーニングセンターでいろんな催しをやるのは、それはそれでいいのですよ。集めるのもいいのですよ。それはそれとして訓練ですから、皆さんに見せてやるというのは、それはいいのです。

ただ、実際に水がふえたときに、この開運橋と常盤橋を往復するという事は、まず、前から私はこの防災の関係については言っているのですけれども、そこを渡っていくということが非常に困難になると、こういうことなのですよ。

というのは、この釧路川は今、きのう見てきた関係では、19メートル50という手すりがありますけれども、これから大体2メートル水がふえることによって、富士樋門が閉まると。ということは、町民がいつも橋の上や堤防の上から見ていると、大体3メートルぐらいは堤防が高く見えると思います。そうすると、町民が上から見ていて、何だ、こんな少しなら安心だというふうに考えると思うのです。私も長年のこの河川に携わった経過からして、そういう危機感が余らないと。ということは、簡単に言うと、あそこにあるグラウンドやパークゴルフ場が大体50センチ、膝くらいつかったら、もうオモチャリ川は恐らく氾濫すると思います。そのときに水門を閉めてしまうと。そうすると、一番低いところでは下水処理場の終末処理場がありますよね。あそこら辺が、あそこを閉めることによって二十二、三センチぐらいしか余裕がないわけですよ。そうすると、てきめん桜のあたりから床下浸水というようなものが出てくる。そういう感じになってくるわけですよ。

（何事か言う声あり）

○議長（平川昌昭君） 静粛に。

（何事か言う声あり）

○7番（後藤 勲君） とりあえず、そうしたらこれ下まで読むわね。3つ読むわね。わかりました。

先日の新聞報道の中で、標茶町の土砂災害避難命令の基準に基づいて来年度までに策定を検討するとなっているが、災害時にどのような方法で伝達をしていくのか。また、どこに、どのような危険箇所があるのか、伺っていきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 7番、後藤議員の町の総合防災訓練についてのお尋ねにお答えをいたします。

1点目の防災訓練において住民への緊急情報周知方法として、消防サイレン等の非常放送用スピーカーを活用したアナウンスが聞きづらく、スピーカーの増設の考えについてのお尋ねであります。これまで音源から離れた場所では気象条件によっては聞きづらく、特に聞こえる範囲が狭まる傾向にあったことから、現在、市街地の難聴地域の特定と改善方法について調査

を行う準備を進めているところであり、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目の釧路川氾濫想定避難訓練では、避難場所を右岸、左岸に分けた避難訓練が必要ではないかとお尋ねではありますが、今回の訓練では、集中豪雨に伴う釧路川水位が避難判断水位を超え、数時間後に浸水想定区域で浸水のおそれがあるとの想定で避難訓練を実施したものであり、浸水想定区域から避難所へ、より安心・安全な場所への配慮と避難者の長期化や避難所施設の収容状況によりトレセンへの移送を想定したものであります。

なお、釧路川氾濫については、上流域の降雨状態や長期雨量による的確な対応が求められるため、今後の訓練に当たっては、今回の想定以外にどんな可能性が高いかについても検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目の標茶町の土砂災害の避難発令の伝達方法についてのお尋ねではありますが、現在、本町では、気象台や北海道からの土砂災害警戒メッシュ情報等に基づき、該当の地域会長に対し、気象状況の説明と注意喚起の実施、状態変化等での通報先確認を行うとともに、消防団による定期的な現地巡視を実施しております。災害発生の危険があると判断した場合は、対象地域への通報並びに広報車等により周知を行うこととしております。

なお、土砂災害防止法に基づく標茶町内での危険箇所は、標茶市街地区4カ所、茅沼地区2カ所、上茶安別地区1カ所、久著呂地区2カ所、阿歴内地区1カ所の計10カ所となっており、広島市における大規模な土砂災害を踏まえ、今後、早期に危険箇所、警戒区域、避難場所等をホームページ、広報誌等を活用し、情報周知を図るとともに、地域防災計画での判断基準の行動計画等を検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

7番・後藤君。

○7番（後藤 勲君） サイレンの関係はこれから検討していくということなのですが、ただ、先ほども言いましたけれども、消防のサイレンを借りて鳴らすということなのか、それとも町が独自にそれに似たようなものでもって町民に周知させるのかということが、いまいちわからない部分があるのですけれども、ただサイレンだけ鳴らしたからどうだといっても、周知はなかなかできないと思うのですよ。そうすると、正直なところ、昔スピーカーが町の中で鳴っていたということで訓練をするのであれば、それなりの聞こえ方もしますけれども、今は住宅も非常に機密化されていまして聞きづらいと。そして、高齢にもなっていると。そういうようなことで、また風雨が強まったら、なかなか聞きづらいと。今回もサイレンが鳴ったときに窓をあけて聞いたのですけれども、なかなか、ただ、訓練とは書いていないのですよ、サイレンは。携帯電話のエリアメールというやつについては、訓練とは書いてあるのですけれども、ただ、スピーカーではそういうふうには書いていないのですよ。避難勧告が出ましたということも2回言っただけなのですよ。

ですから、今回も何か駅前でロケが行われていたと思うのですけれども、その人たちが何が起きたのだと。確かに9月1日だから防災訓練だと思えばそれまでなのですけれども、やはり訓練をやるときには、必ず頭に訓練訓練と言うのが常識だと思うのですけれども、今回はそんなこともなく簡単に終わっているというような経緯もありましたので、この辺も考えながら対応していただきたいと思います。

また、今後、何基ぐらいが必要なのか調査するのかなのかということも踏まえて、それ

なりに町として考えていただければというふうに思っています。

それで、次に釧路川の氾濫の問題なのですけれども、先ほどもちょっと言いましたけれども、富士樋門を閉めた段階では、オモチャリ川については二十二、三センチしか余裕がないと。そうすると、町民が橋の上から見ていて随分下でないかということなのですけれども、グラウンドあたりの膝株まで水が来た段階では、もう大体閉まってしまうと。そういう危機感がそういう低い地域にはないと。

だから、この辺について、今回トレセンに集めてそういう催しをするのはこういうことを、自衛隊はこういうことをやるのだということは、それはそれでいいのですよ。ただ、これよりほかに、そういうときにはこの釧路川右岸、左岸に分かれて、やっぱり右岸についてはトレセンだとか、開運町の上だとか、それから左岸については麻生のほうに避難するとかというような、そういう具体的な避難の仕方を教えておかないと、今回も毎年そこにばかり集まって、瞬間的にそこに集まったって、開発センターがどうのこうのと、避難場所はどのと言っていますけれども、ああいうところは恐らく、私は水害について話ししますが、地震のときにはあそこに集まることができるのかもしれないのですけれども、水害のときにはそうはいかないわけですから、現実にはやっぱり合った対応というのが当然必要だと思います。

それと、やり方によっては、町内会に役場の人から20缶ほどのパンが配られたと。水も届いた、集まった人を報告してくれと、こういうような状態だったのですけれども、実際にはそういう災害が恐らく起きるときは、夜中だとか、なかなか難しい時間帯によくあると思いますけれども、今回も広島の実験を見ても、伝達をするというようなことでおこなわれていたとか、しなかったとか、いろいろなことがあるわけですから、やはりいざというときには、町内会の存在というのは非常に大きいと思うのですよ。ですから、町内会がただ集まったから報告するのではなくて、集められなかった人をどうするのか、町内会でもってやはり協力してもらって、どこどこに高齢者がいるのだという人たちをきちっと連れてくるような、そういう訓練という、例えば連れていかななくてもそういうような細かい訓練が必要ではないのかなというふうに思います。

それとまた、先ほどから水のつかう話をしてはいますが、町内会に、今回、土のうがつくれますよね。それも毎年つくるわけなのですけれども、その土のうも例えば自分のうちの周りに水が来たときに土のうを積むと。これは、土のうがあつて、それから土を入れて、うちを守るということはなかなか難しいと思うのですよ、時間もかかるだろうし。そういうことを考えると、各町内会の集会所にそれなりにそういう土のうというものも何箇所か置いておくというようなことで、町民が集まってみんなで埋まる場所について土のうを張るとか、そういうきめ細かなやり方というのが必要でないのかなというふうに思います。

また、富士樋門がストップした段階で、一応赤ランプがつくようになっています、あの水門に。ただ、あそこに来なければわからないということがあります。そうすると、そういう低い土地の人たちには、今、水門が閉まったのでということをきちっと通知させる必要があるのではないかというふうに思います。まず、富士樋門が閉まるということは、その前に下オソベツ樋門が閉まります。そうすると、開運橋から下オソベツまでも落差がありますから、下のほうから水が来ると。そして、南標茶が10軒ほどありますけれども、そこだって結果的には自分ら

は離れているから何ともないと思っているかもしれないですけども、町と同じように水がふえたときには、向こうに行つて床下浸水やなんかになると。ただ、幸いにして、津波というようなものがほとんどないですし、山崩れというものもそんなに標茶の場合はないとは思いますが、そういうようなことで、そういうところにもやはりきちとした徹底した連絡が必要でないのかなど。どういう形でやるのか知りませんが、ただ、今回の訓練にも、広報の消防と役場が回るというふうにはなっていましたけれども、これは私は聞いてはいないので、どのようなことをしたのかわかりませんが、こんなようなことでやはりもう少し、もう今、1時間に200ミリ、300ミリ降るとのは常識になってきています。この標茶町においては、まず百七、八十ミリ一両日中に降ったら、必ずそうなります。私も現役時代、あの富士樋門を3回ほど、閉めるか、今閉めるかどうかということ、草を投げてどっちへ入っているかということをやったことがあるのですけれども、そのときにちょうどうまく逃れたわけですが、ですからこれからはそういう問題が当然出てくるわけですから、きちとした対応ができるのかできないのかという問題があるので、この辺についても考え方としてちょっと聞いておきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたしたいと思っております。

後藤議員の豊富な経験に基づくご提言と承らせていただきますけれども、基本的に防災訓練というのは、繰り返ししていくことが重要であると思っております。私どもも毎回毎回その都度検証を行いながら、どういったことを加えていかなければいけないということで取り組んでおりますし、ことしにつきましては、いわゆる要支援施設の皆様方も参加をいただいたということが前回とは大きな違いであります。

そういったことで、いろいろな意味でどこまでを想定していくのか、これは非常に難しい問題でありますけれども、今回想定されたのは、釧路川が氾濫をしても、開運橋、常盤橋が通れないという状況はなかなか想定しにくいということで、使えるという前提で訓練を行いました。ただ、先ほども申し上げましたように、今回想定していなかった以外にも、どんな可能性が高いのかということもこれから検討してまいらなければいけないと思っておりますし、議員がご指摘になりましたように、瞬間的な豪雨につきましては、標茶では過去、時間80ミリが最高だと思っておりますけれども、100ミリを超えるような雨ということになった場合にどういった状況になるのか、そういった場合には富士樋門だけではなくて、釧路川全体をどうしていくのか、そういった想定もしなければいけないのかな等々も考えておまして、いずれにいたしましても、ことしの訓練、また、これまでの訓練を踏まえまして、これ以外に可能性の高い災害をどう想定し、住民の皆様の安全を確保していくのか、そういうことについて、いろいろな皆さんの参加をいただきまして、多くの皆さん方のご意見も賜りながら、次年度以降に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

それから、広報につきましては、私どもも非常に苦慮しております。議員ご指摘になりましたように、昨今の住宅というのは非常に機密性が高いということでありまして、気象状況等々によっては、外で幾ら大きな声で広報しても聞こえないと、これは事実だと思っております。ただ、そうした場合に、どういった伝達方法が可能かということになりますと、これは例えば携帯であるとか、テレビであるとか、インターネット等々になりますと、これを使えない

方もいらっしゃるし、一番確実なのは多分テレビではないのかなと思うのですけれども、テレビについても、これも一町村がどうこうできるような話ではありませんので、これはやはり公共放送等々も踏まえて、どういった対応が可能か等々については、これは私どもだけの問題ではありませんので、国としてどういった考えになるのか等々についても、本町としても発言をしてみたいと思っております。

非常に広範な再質問でございましたので、どこまでお答えをできたかわかりませんが、まだ土のう等については、確かにご意見はご意見として承りますけれども、ではどの集会所に必要なのか、また土のうを一回つくりますとどのぐらいこれ保存できるのか等々も考えながら対応してまいらなければいけないと思っておりますので、そういった意味で、今後も防災訓練を続けながら、より安全なまちづくりに努めてまいりたいという考えでおりますので、ご理解を賜りたいと思います。

もし質問でお答えをしていない部分がありましたら、ちょっと。

○議長（平川昌昭君） 総務課長、島田君。

○総務課長（島田哲男君） 総務課担当で、今回、防災訓練を行いました。

議員おっしゃるとおり、いろんな災害の想定をすると、物すごく幅広く想定できます。そういった中で一番大切なのが、住民それぞれどのような災害のときに行動をとるかというのがこの防災訓練の延長線にあるのかなというふうに考えて、実際に想定している段階でございます。多くの方々から、町長も申し上げたとおり、いろんなご意見をいただきながら、防災についての意識高揚を図っていただくということが大事であろうというふうに考えてございます。

それで、何点かご質問いただきましたけれども、漏れたら再度お答えしたいと思いますけれども、サイレンの調節については、ことし調査費を予算化させていただいております。今、発注の段階と申しますか、そのような調査を進めている段階ですので、市街地の難聴地区が、どの辺が聞きづらいか、あるいはそういった部分での調査をこれから今年度中に行う予定になっておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、今回の富士樋門の関係で、議員ご指摘のとおり、非常に釧路川の樋門が閉まった場合には、オモチャリ川が即座にあふれるということもござります。そういった想定の中で、いち早く避難勧告をどの時点で出せばいいかということも含めて、今回のを想定としまして、今、釧路川の管理しております釧路開発建設部のほうとタイムライン、いわゆる台風だとか大雨警報が出た場合、どの程度で釧路川の水位が上がるかという、そのスケジュールというか、時間、タイムによって避難勧告を出すというような、そういったシミュレーションを、タイムラインということで、今、検討している段階ですので、それに基づいて今後さらにタイムリーな避難勧告を出せるような形で検討してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、消防車と広報車の聞きづらかったという部分で、今回の訓練、非常に時間が凝縮されていまして、広報車が今回4台で回っていましたが、もう少し丁寧な広報活動を本来ですと申しますが、時間のタイムスケジュール的に言うとちょっと時間が短かったものですから、聞こえなかったということも多分あったと思っておりますけれども、その辺はご理解をいただきながら、本番のときには広報車も出すということでご理解いただければというふうに考えてございます。

あと、土のうの関係は、それぞれ町長が申し上げたとおりですので、また今後の備蓄品の関

係については、それぞれいろんな部分でどのような備蓄がどこにあればいいかということも含めて、さらに検討してまいりたいというふうに考えています。

○議長（平川昌昭君） 後藤君。

○7番（後藤 勲君） それなりに毎年少しずつ進歩しながら、町のほうも考えてくれているのだなということは、よくわかりました。

それと、1点言っておきますけれども、町長は橋がどうのこうのと言っていましたけれども、橋は高いところにあるのですよね。開発センターだとか町の通りというのは、ほとんど低いわけです。あそこに例えば1メートルの水が来たときに、どうやってこっちに来るのかということが心配なので、だから私は右岸と左岸に分かれて避難したほうがいいのかと。橋が高いから安全だというのは、まるっきり間違いなのです。だから、そういうようなことも含めて、今後対応していただければと思うのですけれども、その辺のことでそれはいいです、まずね。

それと最後に、先ほど災害の発令の基準についてということで、来年度までに策定を検討することになっているということなので、標茶の場合は発令基準の明文化を検討しているがというふうに道新の8月26日に載っていたのですけれども、これについて、先ほど災害危険箇所を町長が言っていましたけれども、それは町が押さえているだけであって、我々もどこなのかということが全然わからないという部分がありますので、そういう面も含めて、ある程度町民に知らせる必要があるのではないのかなというふうに思います。

それと最後に、このハザードマップなのですけれども、私は訓練に行ったからこれをもらえたのですけれども……

○議長（平川昌昭君） 休憩します。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時10分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を続行します。

後藤議員。

○7番（後藤 勲君） いずれにしろ、皆さん方が努力していることはよくわかりましたので、今後、それなりの町民に周知するという事はやはり大事な事なので、その辺よろしく願いをしまして、答弁はいいですから、以上、終わります。

○議長（平川昌昭君） 以上で7番、後藤君の一般質問を終了します。

次に、1番・松下議員。

○1番（松下哲也君）（発言席） さきに通告してあります2件の件につきまして質問させていただきます。

まず、1番目に、道道厚岸標茶線の改修についてという件でございます。

平成27年度の道への重点要望事項の中に、道道整備促進（道道厚岸標茶線）がございまして、標茶市街地より高規格道路釧路中標津道路、いわゆる国道272でございましてけれども、そこへアクセスする本路線の中で、特に上茶安別と標茶市街地間の勾配の緩和の対策であります。

この区間は、日陰と急カーブ、急勾配という中で、冬期間の事故が大変心配されている箇所

## 平成26年標茶町議会第3回定例会会議録

なのでございますけれども、この件につきましては、平成12年6月定例会において川村議員からも質問され、その当時、ルートを変更しての市街地へ迂回しておてくるという質問がされておりましたけれども、あれからかなりの期間が過ぎました。この件につきましても、いつの間にか立ち消えになったような状態の中で、では現状としては今どのような状況になっているのかお伺いしたいと思いますし、また地域住民の生活道路としての安全性の確保のため、より強い要請行動をとっていただきたいと考えておりますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 1番、松下議員の道道厚岸標茶線の改修についてのお尋ねにお答えをいたします。

お尋ねの道道改良要望につきましては、標茶市街麻生地区から上茶安別地区への約1.4キロ区間の縦断勾配の緩和を要望するものでありますが、平成8年から町において地域要望を受け、道路管理者である北海道釧路建設管理部に対し、要望協議を継続しております。当初、建設管理部におきましては、現道ルートを大きく迂回するルート変更案での計画策定など、事業化へ向けてさまざまな検討がなされてきた経過がありますが、膨大な事業費を要することなど、費用対効果等の点から、事業採択は困難となっております。

その後も、町と釧路建設管理部との間では、重点要望案件として協議が進められておりましたが、昨年11月、釧路建設管理部から、これまでの変更ルート改良案から現道ルートを基本とした改良案に変更して検討することについて協議がありましたので、町といたしましては、実現可能な現道ルートを基本とした計画案を理解し、町からも早期調査の着手を要望した次第でございます。

去る9月2日には、今年度の釧路建設管理部との連絡調整会議が開催をされ、当該要望案件についても情報交換が行われましたが、釧路建設管理部では、平成27年度予算において、事業化へ向けた調査設計費の要望を行っているところでございます。

町といたしましても、早期事業化が図られることを期待しているところであり、引き続き建設管理部との協議並びに要請を行ってまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

松下君。

○1番（松下哲也君） ただいま平成27年度の調査への予算の要望を上げていると、そういう答弁をいただきました。

あえて道道ですから、この件に関しまして全て相手があるわけでございますので、なかなか町単独でどうのこうのというわけにはいかない、あくまでもこれ全て要請ということになるわけなんですけれども、ただ、では町としては何か対策はとれないのかというような中で、私はちょっと最低限の、若干でもいいですから日陰の解消を図ることはできないのかなということでは、これを聞いた中では、片側は国有林で片側が町有林であるということでは、最小限の伐採でどのくらいかの日陰が、解消が図られるのではないのかなというようなことができないのか、そういうようなことについてはいかがか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

## 平成26年標茶町議会第3回定例会会議録

○町長（池田裕二君） ただいま松下議員からご提案のありました件につきましては、現状等を調査し、また道道管理者であります道との話し合いを進めながら、こういった方策が可能か等についても、検討してまいりたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 松下君。

○1番（松下哲也君） 何らかの対策をとっていただいて、今の段階でも少しでも安全なルートにさせていただきたいなど、そういうふうに思います。

また、今盛んに検討されている食肉加工場も、まだどこに建設されるかわかりませんが、それがどちらかに、町内に設置されるということになれば、あのルートも他町村の生体を積んだ輸送車が通るということになりますと、これは夏期間だけではなく冬期間の間もちょっと危険なルートを通らなければならないということが考えられますので、どこに建設されるかわからない中でも、やっぱり安全なルートをつくっていくということに最大限努力をしていただいて強力な要請活動を行っていただきたいなど、そういうふうに思います。

この件につきましては、終わります。

2点目、次期町長選に向けての施策ということについてお伺いいたします。

町長は前回の定例議会で、池田町政3期目の立起表明をしたところでありまして、豊富な行政経験、特に農業政策に精通しており、酪農業を基幹産業とする我が町標茶町のリーダーとして、2期8年を牽引されてきました。これまでの経験をもとに、さらなる活躍を期待しておりますが、次の3つの課題についてのお考えを伺います。

まず1つ目として、少子高齢化に伴い、町の人口も減少しているが、町政としてどのように対応していくのか。これは、全道的にも、また全国的にもこういうような課題に直面している自治体は多いと思いますけれども、本町として、また町長選に立起をするということに当たっての本人のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

2番目、酪農家の減少に対して、基幹産業の再構築をどのように考えているかということですが、ここで、普通であれば基幹産業の振興という言葉を使いたいのですけれども、私、あえて再構築という言葉にさせていただきました。ということは、やはりこれだけの酪農家戸数が減少している中で、では地域の経済活動がどうなのか。集落のあれがどうなのかということになると、やはりこれはもう振興どころではない、もう一度そういう地域をつくり上げていくというような考え方に私ちょっと立つものですから、あえて再構築という言葉にさせていただきました。

3番目、若者の定着には雇用の場の確保が必要であるが、町としてどのような方策を考えているかということですが、これにつきましても、これもまた全国的に、また全道的にも、やっぱり各自治体が抱えている問題でございます。町長としての基本的なお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 1番、松下議員の次期町長選に向けての施策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の人口減少対策についてであります。さきの定例会におきましても熊谷議員からのご質問にお答えしましたように、即効薬、特効薬を見出すことは極めて困難であります。

過日公表されました国の来年度予算概算要求は、100兆円を超えるものとなっていますが、喫緊の課題である人口減対策について、50年後も1億人を保つ人口目標を掲げ、政策総動員を名目に各省庁から対策予算が要求されていますが、具体的な効果が不透明なものもあり、厳しく査定されなければ、予算のばらまきになりかねないとの指摘もあります。

何点か留意すべき点はあるかと思いますが、経済発展が進み、生活が豊かになると未婚化、晩婚化、少子化が起こってきたというのは、他国の例を見ても否めない事実であります。また、収入が少なく生活が安定しない若い世代が結婚や出産に踏み切れないことが、大きな要因であることも指摘されています。何より女性が安心して働ける労働環境づくりが重要であり、これは2011年の数字ですが、合計特殊出生率を2.01まで回復させたフランスや北欧諸国が、長い時間をかけて女性の地位の向上に取り組み、役割を確立させ、規範や制度の刷新に成功したことに学ぶことが大切だと思います。

子育てに対する直接的な手当支給や減税策など経済的な支援が有効であると言われていますが、ほとんどの市町村と同様に、財源の大半を国に依存する本町といたしましては、とり得る選択肢は限られており、今政権が国としての重要な政策のもう一方の柱として掲げている地方創世、地方活性化のための具体的な施策展開にも大きな期待を寄せております。

2点目の酪農家の減少に対して基幹産業の再構築をどう考えるかとの質問であります。私は次期町政に当たって、最重点施策として産業の振興を掲げています。その中でも酪農畜産、農林水産、第1次産業の振興発展なくしては、本町の将来展望は描けないとも考えています。いつも申し上げていますが、どんな時代であっても消費者に安心して買ってもらえる安全なものを安定的に、より効率的に生産をしていくことが、本町が生き残っていく道だというのが基本でありまして、そのためには現在町内で進行中の2つのプロジェクト、1つは食肉センター、2つ目はTACS（タックス）しべちゃの取り組みであります。極めて重要であると考えており、JAさん、雪印種苗さんと協力し、新たな経営モデルの確立を目指し、取り組んでまいります。

また、閉校された中御卒別小学校を改修し新たな研修施設を整備し、より広範な受け入れ体制の確立を図ってまいります。

また、担い手確保のためには、他産業と比較しての酪農経営の労働時間の長さも大きな課題でありますし、ふん尿堆肥を適切に処理活用し、資源循環型草地・畜産を推進していくことも重要であり、その解決のために有効な技術、設備の導入についても、JAさんとの協議を積極的に進めてまいります。

多くの課題が山積していますが、8月7日に根室・釧路両管内の同市町村、JA、経済団体が参加しての新たな根釧酪農構想検討会議が立ち上げられ、年度中の根釧酪農ビジョン策定に向けての作業が始まっています。本町としても積極的にかかわってまいります。その議論経過も踏まえ、まず生乳生産量を維持していくために何が可能か、関係機関との連携のもとに検討がされ、一步でも前進が図れるよう取り組んでまいります。

3点目の雇用の確保についてどのような方策を考えるべきかとのお尋ねにお答えをいたしますが、物、金、人のグローバル化が進行し、社会経済状況や産業構造、供給体制が複雑に交差しながら、互いに依存し合っている現状を直視すれば、本町が目指すべきは、先ほどもお答えいたしましたように、まず基幹産業の振興であり、原料供給にとどまらず、消費者や商工業者、

## 平成26年標茶町議会第3回定例会会議録

サービス関連業者との連携を深め、協力をいただきながら、商品開発や6次産業化、地産地消の取り組みを推進し、標茶の魅力のより積極的な情報発信や交流人口の拡大を図っていく中で、観光も含めた新たな起業や雇用の可能性が生まれてくるのではと考えています。

いずれにしても、足元をしっかりと見据え、時代を見通して、持続可能な施策を着実に実行していくことが重要であろうと考えていますので、ご理解を願いたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

松下君。

○1番（松下哲也君） 町長からの答弁をいただきました。特別、再質問はございません。

あえて再質問しないということは、今現時点での立起表明した中での、私がちょっと日ごろ考えていることについての施策を聞いただけであって、あくまでもこれは本当は見事町長選に勝って当選してからのことであって、その時点では、またぜひとも町長からの渋いご意見、答弁を聞きながら議論を重ねていきたいなど、そういうふうに思っておりますので、期待して私の質問を終わりたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 以上で、1番、松下君の一般質問を終わります。

次に、12番・深見君。

○12番（深見 迪君）（発言席） それでは、質問をいたしたいと思います。

安倍政権になってから、いろんな生活の周りが激変といえますか、次から次に政策が展開され、それがこういう小さな町にも大きな影響を及ぼすような内容になっています。

町長は私よりはるかにというか、かなり農業の専門家でありますので、半分はご教授を願いたいという意味も含めまして、農業問題について質問したいというふうに思います。

1つは、「農業委員会」「農業生産法人（農地制度）」「農協の制度」の3点の見直し、これを打ち出しました。この3点の見直しは、食料の安定供給や国土、環境の保全に逆行すると考えます。西川新農水相の談話でも、この問題に触れ、JA全中を経団連のような一般社団法人に変えるべきという主張にも触れ、また大規模農家が離農した人の分の生産を引き継ぎ、全体の生産量に影響が出ないようにしなくてはなど、日本の農業、農家を守る立場に立っているとは思えません。

そこで、これらの見直しについて町長はどのように考えるか、以下の点について、町長の所見を伺います。

この3点見直しは、生産現場の意見をほとんど聞かず、家族農業を基本とする日本の農政を解体し、日本の農業と農村のあり方に深刻な影響を及ぼすと考えますが、まず日本農業の基本について、町長の所見を伺います。

2014年、今年度は家族農業年というふうに国際的にも言われていますが、その点について、町長の所見を伺いたいと思います。

2点目に、今回の政府方針は、6月24日に閣議決定した「新成長戦略」「規制改革実施計画」などに盛り込み、来年の国会で成立させるとしていますが、例外なき関税の全面撤廃に行き着き、日本の農業を潰しかねないTPPへの反対運動を抑え、農業者の口を塞ごうという狙いが明らかであると考えますが、町長の所見を伺います。

さらに、その上に立って、TPPについての町長の姿勢を改めて伺いたいと思います。

3点目、全国農業協同組合中央会は、今日まで私自身幾つかの問題も抱えているのかなとい

うふうな気持ちもないとは言えませんが、単協への経営指導や監査、情報提供、さらに日本の農業潰しのTPP反対などの農家の声の全国的結集という点での重要な役割を果たしてきたと考えます。

この点で、安倍首相の「現行の中央会制度は存続しない」という方針について、町長はどうお考えですか。酪農を基幹産業としている町の町長の見解をお聞かせください。

4点目、農業委員会については、後継者問題や厳しい農業経営を背景に、その運営は一定の困難性を抱えていると思いますが、しかしこの問題の根本は、地域の農地は誰が管理するのかにかかわる重要な問題であると考えます。委員の公選制を廃止し、市町村長による任命制の方針は、耕作者が農地に関する権利を持つという原則を崩すことになると考えますが、町長の所見を伺います。

5点目、農業生産法人の見直しは、農地の所有や利用はみずから耕作に従事する者を原則にしてきた日本農業のあり方を根底から崩すものとなると考えますが、町長の所見を伺います。

以上です。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 12番、深見議員の政府の「農業委員会」「農業生産法人（農地制度）」「農協制度」の3点の見直しは日本農業を危機的状況に追いやるのではないかとのご質問についてお答えをいたします。

まず、1点目のこの3点の見直しは、生産現場の意見をほとんど聞かず、家族農業を基本とする日本の農政を解体し、日本の農業と農村のあり方に深刻な影響を及ぼすと考えるがどうかということですが、ご案内のとおり、議員ご指摘の3点の見直しは、本年6月24日に閣議決定された規制改革実施計画の中で触れられており、同じく閣議決定されたいわゆる新成長戦略を実行するためのものと言われております。そして、新成長戦略では、「農業はより大規模に！より自由に！」というキャッチコピーを用いながら、農地の集約化や企業参入、地域の農協の自立などの品立てをしており、これからの進展のぐあいによっては大きな影響を及ぼす可能性があるものと考えています。

2点目の政府の狙いについての所見とTPPについての支援についてですが、TPPには一貫して反対をしてきた農業協同組合の制度見直しでありますから、議員ご指摘のように、反対運動を抑え込むものだという意見があるのは承知しておりますが、規制改革実施計画では「競争力のある農業、魅力ある農業を創り、農業の成長産業化を実現する」とうたっており、推論は差し控えたいと思います。

また、TPPについての支援につきましては、地域が崩壊しかねない重大な問題であるとして、一貫して反対の意を表明してきたつもりでございますし、今現在も何ら変わっておりませんので、ご理解をいただきたいと存じます。

3点目の「現行の中央会制度は存続しない」という首相の方針についてですが、これは6月24日に開催された農林水産業・地域の活力創造本部会議の中で、中央会は再出発をし、農協法に基づく現行の中央会制度は存続しないことになると発言されたものであります。協同組合の価値は国際的にも認知されたものでありますし、活動原則には自治と自立という言葉があるように、生産者団体が時代背景等を踏まえながら、みずから変革をなし遂げるのが基本原則ではなかろうかと考えるところであります。

4点目の農業委員が公選制から市町村長による任命制となれば、耕作者が農地の権利を持つ原則を崩すこととならないかとのお尋ねでございますが、規制改革実施計画にある農業委員選出の方法の見直しや農地利用最適化推進委員の新設、農地を所有できる法人（農業生産法人）の役員要件、構成委員要件の見直しにより、農外企業の資本参入が加速することを懸念する意見があることは承知しておりますが、仮に農業委員が公選制から選任制になりましても、農地の利用関係の調整及び農地の農業上の利用を確保するための許認可業務を担う農業委員会が、これまで同様に、耕作者みずからによる農地の所有と、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地の権利の取得を促進するとの法令の基本理念を遵守し、さらには農地の所有はあくまでも家族経営の農業者や農業生産法人に限られるという原理原則に基づき、適正かつ公正に判断されるものと考えています。

また、首相方針とは別に、与党の検討プロジェクトチームから出された農協・農業委員会等に関する改革の推進案では、事前に地域からの推薦、公募等を行ってから市町村長による選任制に変更する旨の記述がありますし、本町農業委員会からも地域農業者の声を十分に反映することが可能となる代表制の確保を基礎とした仕組みを確立する必要があるという意見書の提出も受けており、この先の法制化に向けて、これら広範な意見を十分に勘案しながら検討が進められることを願うところであります。

5点目の農業生産法人の見直しが日本の農業のあり方を根底から崩すものになると議員がお考えになっていることに対する私の所見ですが、農業生産法人制度における今次要件の見直しは、1つが継続的取引関係を持つ一般法人または個人が生産法人に出資する場合、これまでは25%までしか議決権を持つことができなかつたものを50%未満まで引き上げるというもので、もう一つがこれまで役員の過半の過半が農作業に従事しなければならなかつたものを、役員または重要な使用人のうち1人以上が農作業に従事すればよいとするものです。議決権取得制限の緩和により、取引関係にある一般企業が農業生産法人に対し出資比率を上げ、生産法人を支配することが可能となりますし、業務執行役員が1人以上となれば、生産法人設立のハードルが下がることにもなりますから、家族経営が大半を占めて行われてきたこの地域の農業のあり方に変化を及ぼす可能性は否定できないと考えています。

しかし、これら見直しを議論した規制改革会議の農業・農村の現状認識は、就農者の高齢化や耕作放棄地の増加が所得向上の妨げになっているということであり、事の是非は別として、農地という限りある資源を最大限活用して食料を供給したり多面的機能を発揮させるために、時代の変化に応じて仕組みを変えていくことは必要なこととも認識をしております。与党検討プロジェクトチームにおける企業の農地所有にかかわる農業・農村の現場の懸念に十分配慮することが必要であるという意見なども十分勘案しながら、制度設計が進められるべきと考えているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） このたびのこの改革案に対して、国際的にはさまざまな意見といたしますか、はっきりした意見が日本に向けて発信されているかと思うのですね。それは、そのことについて、今、町長がおっしゃったことは、私は多くは納得できるのですけれども、しかし周りの一決といたしますか、突破口を、そこを許しつつ、だんだんそれが広がって行って、家族

農業を基本とする日本の農業が半減していくのではないかと非常に危機感を持っています。

「日本の農協と家族農業を脅かす改革案」ということで、そういう表題で町長ご承知だと思いますが、国際協同組合同盟、ICAですね、ここでは「協同組合の基本的原則を攻撃するとともに、国連の国際家族農業年という年に」わざわざこの年に、「農家による協同組織の結束と繁栄を脅かすような日本の農業協同組合の組織改革案を非難する」と。そういう表題で、今回の日本の主張のこういう問題提起について、閣議決定について、全体が農協組織の改革についての意見を承認しているのですね。これはブリュッセルでことしの6月1日に行われた。ここでは、「既存の総合農協（信用、共済、指導、販売、購買といった事業を行う）を解体し、経済事業の専門農協に転換させる」おそれがあるのではないかと。さらに、「農協の理事の過半を認定農業者または民間企業経営者（ともに非組合員の可能性あり）とすることにより組合員による自治を弱める。現行法は、世界の協同組合原則に沿って、理事のうち3分の2以上を農家組合員と規定している」。次に、「全国農業協同組合中央会（JA全中）は、農家振興のためのシンクタンクに転換し、その役割や力を縮小する」「農地の所有構造を変えることにより、さらなる規制撤退を進める」というような声明を6月に直ちに出しているわけです。これについての町長の評価について伺いたいのですが、いかがですか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

基本的な考え方というのは、農地というのは、いわゆる食料を生産するだけでなく、多面的機能、環境も含めた、守ってこなければいけないということが、平成11年に策定されました新農業基本法の中でもうたわれておりますし、日本の協同組合はやはりこの狭隘な国土をどうやってみんなで守っていくかという中で発展をしてきたという歴史があるわけでありまして、そういった意味で、総合農協として発達をしてきたことにはそれなりの理由があるわけでありまして、それに対していかがかというのは、私はやはりちょっと違うのではないのかなというぐあいには考えております。

しかしながら、現実問題として高齢化が進み、担い手が農地を管理できなくなっているというのもこれは事実でありまして、それをどう対応していくのか等々やっぱり総合的に勘案していかなければならないと思いますし、家族経営が基本であったとしても、やはり家族経営だけでは農業というのは成り立っていないわけでありまして、そういった意味でどうやって共有財産である農地を国民の福祉のために活用していくのかという幅広い私は議論が必要だと思っております。何より私は何度も申し上げますけれども、こういった農業生産の施策を考える場合に、消費者の視点が非常に重要であるということを私は常々申し上げてきています。あたかもTPPに代表されるように、世界中の企業がモノカルチャー、マスプロダクションという方向に進んで、いわゆる市場原理に基づいた価格競争という方向に進んでいったときに、将来的な農業というのはどういう形になるかということをやはり消費者の皆さんがきちんと理解をしなければ、私どもはいけないのではないのかなと思っております。

食の安全というのが最低限の守らなければいけないことですが、グローバルに物が入ってくる状況の中で言うと、食の安全をどう確保していくのか等々もやはり考えていかなければいけない。

それと、私、先日、ある雑誌で、ナショナルジオグラフィックという雑誌があるのですけれ

ども、14年の8月号です。「米国に広がる新たな飢餓」ということで特集をされていました。アメリカでは、政府の公的補助による補助的栄養支援プログラムの受給者が4,800万人、アメリカの人口は3億ちょっとだと思いますので、6人に1人ぐらいが食料不足に陥っていると。ニューヨークのブロンクスには、ファストフード店が軒を並べているが、生鮮食料を売る店がほとんどないと。市民の37%が食べ物に困っている。この背景が何なのかというと、結局アメリカは食料の輸出大国であります。農業補助金が多い作物に集中して生産をする結果として、そうでない食べ物が不足しているということです。特に貧困層といいますか、貧困層には安価で栄養の乏しい加工食品の大量生産、それによって生活が成り立っているという実態が報告をされていました。また、一つの問題として、貧困層は調理する時間がない。これはフードバンクという仕組みがアメリカにありますけれども、無料で民間が配付しているのです。そこででもらえる加工食品というのは、塩分や糖分や油脂を多く含んでおいて、貧困層が、一見見ると太っているけれども栄養失調であると。そういう実態がありまして、食べ物というのは、単純に単一のものを大量に生産してコストを下げ輸出するというものではないというのが、やはり実態としてこのアメリカにおいてもそれが見られるということなのです。

だから、こういったことも含めて、日本の消費者の皆さんに、自分たちが食べる食べ物について、どういったものを生産者に求めていくのか、そのために何をしなければいけないのか、そういったこともあわせて取り組んでいかなければ、日本の農業というのは私は守れないと、そのように考えております。

ご質問に対して直接的なお答えになっていなかったかもしれませんが、基本的にはそういうことを考えながら、私どもとしては農地を守り食料を生産していくために何をすべきか等々を考えていかなければいけないのではないかと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 深見君。

○12番（深見 迪君） これ、この問題の最後の一つなのですが、答えづらいかもしれませんが、ノーコメントでもいいのですが、この西川さんという新しい農水相の談話の最初が、「大規模農家が離農した人の分の生産を引き継ぎ、全体の生産量に影響が出ないようにしなくてはならない」というのを一発目に言っているのですね。これはTACSとはちょっと内容が違うと思うのです。私は、なぜこの農水省のトップが、「大規模農家が離農した人の分の生産を引き継ぎ」ではなくて、大規模農家を含めた農家が離農しないような政策をどうやってやっていくのかという所信が欲しかったというふうに思うのですよ。日本の農業の方向というのは、やっぱりそういうほうにゆがんでいっているのではないかとこの西川農水相の言葉に対して、町長はどういうご感想をお持ちですか。

○議長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） 私も新聞記事でしか拝見をしておりませんので、大臣がどういう趣旨でどういう文脈の中でそこが切り取られたのかということについては承知しておりませんが、先ほども申しましたように、消費者の皆さん方がやはり一番心配するのは安定供給をしてくれるかなのです。

私も、これまでも何度も申し上げていますが、上京した折等に、消費者の生協さんの人たちといろいろお話をしていますけれども、役員の方の大半が心配をされるのは、日本の食

料というのはこれからもきちんと生産をしてくれるのかと。特に北海道の酪農生産の生産乳量が落ち込んでいることに対して、とても懸念をしております、このことをやはり私どもは、消費者に対してまず第一に安全・安心なものを安定的に供給しますということに対して私ども生産者が取り組んでいかなければいけないと思っております。それをどうやって維持していくかについては、それは私は決して大規模農業だけではないと思っております。いろいろな多様な農業があって初めて多様な自然、この異常気象が続く自然に対応できるものと思っております、本町においては、これまでも大規模農家も中心に新たな生産法人、それから家族経営等々、多様な形態が維持していけるように取り組んできたつもりでありますし、これからもそのことには農協さんと一緒になって取り組んでまいりたいと思っております。

先ほども申しましたように、いわゆる多様性というのは、私はやはり非常に重要だと思っております、このことを消費者の皆さん方に多様な生産の重要性ということをやっぱりもう少し理解していただくということに対して、私どもといたしますか、生産者の皆さんとともに取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 深見君。

○12番（深見 迪君） 了解しました。

2つ目の質問に入っていますか。

○議長（平川昌昭君） 休憩します。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き一般質問を続行します。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 引き続き質問をしたいと思っております。

私、手元に「釧路管内8市町村防災基本協定」の締結についてということで、その基本協定の内容を見ているのですが、全体としては、すごくよくできたと言ったら本当につくった方に失礼なのですが、3・11の教訓を基本的にはしっかり受け継いだ形でこの協定がつけられているなというふうに、そういう感想を持った上で質問したいというふうに思います。きょうの質問は、その基本協定の基本的な点についての質問でありますので、まだ具体化されていない点はそのようにお答え願えればというふうに思います。

まず、この協定は、本町の災害対策のみならず、釧路管内8市町村の提携市町村が協力し合って災害についての対策を行うことを目的としています。これは東日本大震災の教訓からも重要な協定であると私は認識していますが、その目的、規模、構想等についてどのようなことを構築しようとしているのか、具体的に町長の所見を伺います。

2点目に、第2条に書かれてありますが、第2条の「平常時における相互協力」で実施しているものは現在あるでしょうか。

また、この計画において講習等も含めて住民の参加等ありましたか。

さらに、今後の実施計画について、具体的なものがあれば伺いたいと思っております。

第4条には、「応援の種類」が記されています。かなり大がかりな内容になっていますが、

## 平成26年標茶町議会第3回定例会会議録

これが実施可能となる予算規模、財源及びボランティアのあっせんなど、日ごろから備えておかなければならないこと等について、どのように現在準備されているか、現在の到達状況を伺います。

最後ですが、釧路沿岸部における大津波災害が発生した場合、標茶町は後方支援活動の拠点となる位置にあると考えますが、町長にそのようなお考えがあるか伺いたいというふうに思います。

以上です。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 12番、深見議員の「釧路管内8市町村防災基本協定」の実効ある具体化をとのお尋ねにお答えをいたします。

1点目の管内防災基本協定における構築についての所見であります。地震や津波など大規模災害時に対する管内市町村間が広域相互応援態勢によって災害体制の強化、相互協力、応援などを目的に連携をし、体制構築を目指すことは大変重要であり、意義深いものと考えております。

現在、具体化に向け、釧路総合振興局が事務局の釧路管内防災・減災対策連携会議において、災害に強い地域づくり推進について検討しております。今後、各市町村の役割等具体化に向け、検討及び協議を進めて十分な連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の平常時における相互協力の実施についてであります。協定においては6項目を挙げておりますが、現在のところ、共同実施または相互協力による事業展開について検討中であります。しかしながら、管内市町村の防災対策状況や課題についての情報交換や各自治体等で開催をしている防災等に関する講習会、研修会等においても、情報を共有しながら取り組んでいるところであります。

また、今後の実施計画については、釧路管内防災・減災対策連携会議において検討をしております。

次に、3点目の日常的な応援の準備状況についてであります。応援の種類には人的応援、資機材及び生活必需品等の提供、事務所・避難所の提供等を協定内容としております。管内防災・減災対策連携会議では、これまで各市町村の取り組み状況や課題について検討をしており、現在、地域防災備蓄整備方針について具体的に協議をしているところであります。

4点目の釧路沿岸部において大津波被害が発生した場合の本町の支援活動についての考えであります。内陸に位置する本町においては、支援拠点として大きな役割が想定をされます。現在、管内防災・減災対策の連携会議で大規模災害時における広域支援拠点を活用した物流体制の検討を始めたところですが、本町が取り組んでいる災害備蓄品の整備、各地区避難所への非常用発電機整備、防災訓練時のボランティアによる非常食提供など、具体的に支援する体制づくりに直結するものと考えており、今後とも、より一層の内容検討を進めてまいります。

また、具体的な対応計画が出された場合には、市町村と連携し、対処してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○12番（深見 迪君） 現在、検討中ということが多くて、そういうことかなというふうに

思っ、まだ準備はできていないかなというふうには私は思っていました、2年ほどこの協定が締結されてたっているわけですね。それで、何もやってきていないのだということではなくて、幾つか事業も展開してきたと思うのですが、2点についてお聞きしたいのです。

その第1点は、具体化に向け検討していくというこのスケジュールみたいなもの、そういうものは何年後を見越してというようなことはある程度できているのでしょうか。それが1点。

もう一点は、本町が後方支援活動の拠点となる大きな役割があると町長おっしゃいました。その場合、物流体制もそうですが、さまざまな準備が拠点としては必要だと思うのですね。その場合の負担の割合といいますか、協定を結んだ各8市町村の負担の割合は想定されているのか、それとも本町だけでそれを考えているのか、この2点について、現状を伺いたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えいたします。

スケジュール的な問題ですが、それぞれ町長が答弁したとおり、今現在は備蓄に関するの方針の検討に入っております。これ今年度中という予定でしたけれども、ちょっとなかなか整理の段階で時間が窮してしまっていて、多少延びることもありますので、早急な形でそれぞれ各町村が被災の状態によってどの程度の備蓄の品目、容量等をするかというのは今進めているところです。ただ、決まっているのが、最低各町村で備蓄が3日間ということを決めてございます。3日間で対応できる備蓄品をそれぞれある程度持ちながら、それぞれ応援態勢を構築するということでの進め方をしております。

それから、後方支援等の負担の割合でありますけれども、町長が答弁いたしました物流体制の後方支援、今現在で調整しているのが、内陸側と海側とのそれぞれ被災した大規模な大津波のときの話です。そして、海岸線と内陸側とのそれぞれ応援態勢をどうするかというのが、考え方といいますか、構想では、一町村それぞれ、例を挙げますと釧路町の部分は近い標茶町と連携を図る、あるいは釧路市の部分は鶴居村等がそれぞれ連携をしてその間に広域支援拠点を設けるといような構想を今検討している段階でございます。厚岸、浜中については、それぞれ弟子屈町との部分での応援態勢というか、広域支援拠点としてどういう位置づけをするかという大まかな形ですけれども、これを今現在検討している最中ですので、具体例になりますと、それぞれいろんな課題が出てこようかと思っております。その場合の負担の割合ですけれども、そこまではまだ検討していけない状態ですので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 深見君。

○12番（深見 迪君） さっき言われた各町村で3日間というのは、その自治体自治体の分という意味ですか、それが1つ。

それから、この検討中というのはわかりました。それで、毎年、今どこまで行ったのかというように聞くのもなんですので、何らかの形で一定期間めどがついたら議会に明らかにするとかというような方法はとれないでしょうか。

その2点で終わります。

○議長（平川昌昭君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） 1点目の備蓄品の3日間の考え方でありまして。それぞれ被害想定をどうとるかによって備蓄品の量だとか物が変わるわけですけれども、ここが、それぞれの

被害の程度にするかというのが、今の段階で検討している最中です。各町村、今現在も備蓄品をそれぞれ整備している段階です。さらに、それに加えて、被災地といたら食料だけではなくて、いろんな衛生製品だとか、いろんなものを一定程度備蓄をしないといけないという項目を今しております。その中で一応3日間、被災の人口の割合の何%にするかとか、そういった部分での検討であります。

それから、毎年進捗状況についてですけれども、非常にそれぞれ各町村の調整といいますか、その辺で一定程度出せるものは出していきたいと思っておりますけれども、ただ、本当に決まった段階で出したほうが混乱が起きないのかなど。うちの防災計画上の整備の中で、プラス広域への応援態勢ということで理解いただければ、うちの防災の備蓄品、あるいは体制の部分での後方を出すということでご理解いただければと思います。

○議長（平川昌昭君） 深見君。

○12番（深見 迪君） その3日間というのは、当該自治体の分という意味でよろしいですか。

○議長（平川昌昭君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） 大変失礼いたしました。

3日間というのは、それぞれ各町村のものです。広域の考え方で備蓄というのは、今段階ではまだ、その先のほうで考えることになると思います。

○議長（平川昌昭君） 深見君。

○2番（深見 迪君） それでは、目立った進捗状況がわかれば、ぜひ伝えていただきたいというふうに思います。

3つ目の質問に入ります。

ちょっと長目の質問になって気の毒してしましますが、大事な内容ですので、少し早口で質問いたします。

3つ目のテーマは、「子ども・子育て支援新制度」のもとで、さらなる教育・保育サービスの充実と保育料軽減、保育士の待遇改善、この3つの柱で伺いたいというふうに思います。

平成27年4月から保育、幼稚園、学童保育など、子育て支援に関する制度が大きく変わり、子ども・子育て支援新制度の実施が予定されています。政府の作業がおこなわれていることもあり、私は全体像がなかなかつかめないのですが、標茶町では、就学前児童保護者、小学生の保護者に対するニーズ調査を行い、保護者の要望、期待に応える教育、保育、子育て支援の内容を検討したり、標茶町福祉施策検討委員会、以下検討委員会とありますが、を専門家、地域住民の参加のもとに再開し、よりよい「子ども・子育て支援新事業計画」作成に取り組んでいます。今回の改革は大きな制度改革なので、次の点について伺います。

まず私は、町の取り組みとして、住民参加のもとで検討委員会を開催したり、幅広くニーズ調査をするなど、住民参加の事業計画づくりの姿勢は高く評価したいと思います。

そこで、ニーズ調査にあらわれている保護者要望の主な特徴と、検討委員会での主な議論の内容、進捗状況、検討委員会の今後のスケジュールを伺います。

また、ニーズ調査を行っただけでなく、その結果も含めて今後の事業計画について、保護者を含めた住民への説明会を開催してはいかがでしょうか。

次に、政府が示した条例案では、小規模保育事業で認可基準は、A型は全員保育士、B型は

2分の1が保育士でよい、C型は町の研修を修了した家庭的保育者、つまり無資格者でもよいことになっています。この型の分類はまだまだもう少し細分化されるわけですが、主にはそういうふうになっています。小さな集落や人数の少ないところは無資格者でもよいというのは納得がいきません。どのようなところであっても子供の保育をひとしく保障するという点で、全て保育者は保育士資格者で運営すべきと考えますが、いかがですか。

保育時間について、従来の標準時間であった8時間が短時間というふうに言われるようになって、11時間が標準時間となりました。つまり標準時間8時間というのは、標準時間11時間というふうに変ったわけです。長くなったわけですね。これは歓迎すべきことであり、本町ではフルタイムで働く保護者にとって朗報であると考えますが、この標準時間、この時間区分をどう見えていますか。

また、このとおり実施する姿勢でいますか。

新制度具体化に当たって審議すべき事項として「保育料徴収基準」がありますが、保護者の要望として、保育料が高過ぎるので何とかしてほしいというのは当然出てきていると思います。自治体独自の補助を考えるべきではないですか。子育てしやすい環境は、その自治体に住みやすい、住み続けたいということにつながる大きな要因と考えます。ニーズ調査の回答の状況も含めて所見を伺います。

保育士の待遇改善ですが、同一労働、同一賃金となっていないのが現状です。臨時の保育士でも専門学校で学び、保育士の資格を得、しかも職場にあっては正職員と変わらない仕事をしていると思います。臨時の保育士の待遇改善に取り組むべきと思いますが、いかがですか。

官製ワーキングプアという言葉がありますが、臨時の保育士であっても長く仕事についている人もいるのが実態で、中堅、ベテランの方もいると思います。臨時の保育士の待遇改善は、本人の仕事に対する情熱も姿勢もさらに高め、保育の質も当然高めることになると考えますが、いかがですか。

子ども・子育て支援新制度の中では、学童保育、児童クラブですね、これについても触れられています。新制度では、学童保育について初めて国レベルの設置基準が示されましたが、新制度で小学校6年生までを対象とする、指導員の資格、指導員の質の向上（研修を含め）など、現行より改善すべき点があると考えますが、どのようなことを考えているか伺います。

以上。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 12番、深見議員の「子ども・子育て支援新制度」のもとでさらなる教育・保育サービスの充実と保育料軽減、保育士の待遇改善をのご質問にお答えをいたします。

1点目の検討委員会についてであります。町民から公募いただきました委員も含めて15人でご編成をされ、8月20日に第1回標茶町福祉施策検討委員会を開催し、辞令交付を行いました。初回は、自己紹介と計画策定のスケジュール確認、昨年に実施したニーズ調査結果について報告をさせていただきました。今後は、ニーズ調査結果の意見交換や子ども・子育て支援事業計画素案の提示を行い、ご議論いただきたいと思います。

ニーズ調査につきましては、就学前児童世帯、小学校の保護者の全世帯に行い、就学前児童保護者は60.5%、小学生の保護者世帯では71.0%の回収率となりました。保護者の要望としては、経済的に保育料を安くしてほしい、公園の整備、小児科の診療日をふやしてほしい等が

挙げられております。

また、今後の事業計画についての住民への説明会の開催については、事業計画の全体像が明らかになっておりませんので、現時点での開催は未定と考えております。

2点目の小規模保育事業の認可基準の中で、形態により保育士資格の有無などの違いがあるので、その対応についてのお尋ねですが、現時点はどのような保育事業を選択していくかは不明な部分が多いのですが、これまでの保育所運営においては、原則として有資格者の確保を図り進めてきており、今後も同じ考えでおりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目の保育時間についてのお尋ねですが、原則的な保育時間は8時間でありましたが、新たな制度では原則的な保育時間を前提とした上で、8時間を保育短時間、11時間が保育標準時間に区分されています。原則的な保育時間はフルタイム就労での一般的な就労時間が7から8時間であることと、子供の1日の生活リズムを考慮し、現行制度上8時間とされており、これは新制度でも変わりません。一方で、同じフルタイムでも各労働者により始業時間、終業時間が違うほか、休憩時間、通勤時間が必要となることから、現行では11時間開所を求めており、新制度でも同様の対応を求めるものであります。保育の必要量として最大で11時間まで対応するもので、11時間ずっと子供を全員受け入れるものではなく、原則的な保育時間を踏まえた上で、保護者の就労状況、出勤時間、帰宅時間などに応じて園児を随時登園、降園し、最大で開所時間を11時間とし、保育を提供するものであります。

現在、町では、早朝保育として朝7時から、延長保育として午後6時まで、利用者の希望に合わせて行っており、既に最大で11時間の開所時間を設定しておりますので、この趣旨に沿って保育時間の検討を進めてまいりたいと考えております。

4点目の「保育料徴収基準」についてのお尋ねですが、基本的には国から示された保育料徴収基準を上限として設定することとなりますが、ニーズ調査の中にも保育料を安くしてほしいとの回答もあることを踏まえつつ、保育サービスと負担のあり方について、今後、検討を進めてまいりたいと考えております。

5点目の保育士の処遇改善のお尋ねですが、現在、それぞれの保育園の中で、多くの臨時職員が本町の保育を支える貴重な人材として勤務いただいております。保育士の賃金の日額単価も8,830円と、釧路市の6,560円と比較しても高く設定されているところであります。また、正職員として採用の際にも受験対象年齢に幅を持たせるなど、臨時職員としての勤務経験を生かした受験の機会を拡大するなど対応をしておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

6点目の学童保育についてのお尋ねですが、国の設置基準が示されたことの基本的な対応については、以前、議員のご質問にお答えしたところでありますが、町内に標茶地区、塘路地区、磯分内地区、中茶安別地区、虹別地区の5カ所の地域の各学童保育所運営委員会に学童保育の運営の一部を委託して実施しておりますので、対象者の拡大など、地域の意向を十分取り入れながら対応してまいりたいと考えております。

指導員の質の向上の研修等につきましては、都道府県が介在し、経過措置により平成32年3月までに受けなければならないなど、研修の期間の確保も含めて検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○12番（深見 迪君） 簡単なところから。

標準時間の8時間が短時間という呼称に変わり、11時間が標準時間というふうになったと。今るる説明を伺ったのですが、この標準時間、最大で11時間という言い方をされました。保育料は、これはオプション的な形で8時間が11時間というふうになるのか、それともそうではなくて、標準時間が11時間となったのだから、保育料はこれは変わらないと、8時間でも11時間でも。こういうふうに捉えてよろしいですか。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

保育料の設定につきましても、国から保育料徴収基準が示されておりまして、標準のパターンと短時間のパターンの二通りが示されておりまして、それぞれのその時間、8時間と11時間に合わせた基準額の原案が示されておりまして、基本的には二通りの設定になるのかなというふうに現時点では考えております。

○議長（平川昌昭君） 深見君。

○12番（深見 迪君） 今、町長の答弁の中で、ニーズ調査を重視して、今後検討を進めていくということなので、議会でそれをちょっとそっちのけにして議論するべきでないのかなというふうな、むしろ検討委員会の方々の意見を重視したほうがいいのかというふうには思いますが、保育料については、ニーズ調査の結果を見ながら議論して今後検討を進めていくということで、それで私はいいかというふうに思いますが、保育士の待遇改善なのですけれども、これは確かに他と比べて高いということなのですが、さまざまな面でかなり正職員とは違って厳しい実態があるのだと思うのですね。結局は必要な保育士なわけですから、やっぱりそれ相応の、例えば何年勤めたらどのぐらいの割で賃金が上がるとか、そういうふうな見通しといたしますか、やる気を持たせるようなスタイルが必要なのではないかというふうに思っているのですけれども、その辺の機構といたしますか、方法はどのようになっていますかね。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

保育士の待遇改善、同一労働だから同一賃金をという、そういったお考えも一方にあることは私も承知をしておりますけれども、正職員として採用するということは、非常に長期的に、日本の場合はやはり定年までを考えた雇用計画というのが必要であります。技術職の採用については、一概に現在必要な人間を全部正職員にすべきかということになりますと、総体的な人員の採用計画の中で、財源等も考慮し判断をしなければならないということで考えております。

それと、採用時の条件が違うわけですから、同じことをやっているから同じ賃金にせよというのは、これはやはり世の中の大半の方のご理解を得られるかどうかというのは、私はちょっと疑問ではないのかなと思います。やはり正職員の方はその決まり、またルートを通じ、試験を受けてそれに合格されてそういった職種につかれていますので、そういった方々とそうでない方々が同じことをやっているから同じ賃金、同じ待遇にしよというのは、私はちょっと違うのではないのかなと思っております。

○議長（平川昌昭君） 深見君。

○12番（深見 迪君） 一足飛びにそういうふうにしよというふうに私はここでは質問して

いないのですね。同一労働、同一賃金が理想であるし、必要であれば皆さんが正職員として雇われるということが必要であるというふうに思うのですが、しかし即、今町長おっしゃったように、そういう仕組みになっていないわけですから、だからそういう意味ではやっぱりことしから来年にかけて、それから何年勤めたらどういうふうに待遇が変わるのだという、そういう仕組みをつくってはいかがかと。5年たっても10年たっても同じ賃金というのはいかがなものかというふうに私は思っているものですから、そういう意味で待遇改善ということについて、少し考える必要があるのではないかというふうに思っているのですけれども、どうですか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

いろいろなお考えがあろうかと思えますし、それがどれが正しくてどれが正しくないということではなくて、現状こういった中で正職員とそうでない方がそれぞれの任務分担を行いながら保育所を運営しているという実態であろうかと思えますし、先ほどもお答えをしましたが、長期的な人員計画の中でやっていかなければいけないので、正職員の採用については、これまでも臨時職員の方々に広く門戸をあけて試験を受けていただくようにということに対応してきておりますことも、まずご理解をいただきたいと思えますし、それと臨時職員の賃金についても、先ほども申し上げましたけれども、他と比べて高く設定をしているということもあります。

また、私ども公務員の賃金につきましては、これは民間の賃金に準拠するというのが基本的な考え方でありまして、私どもこれ労使ともにそれを人事院勧告という形でこれまでもお互いに守ってきた経過があるわけでありまして、そういったことも踏まえて町としてどういった賃金体系が可能かどうかについては、今、簡単にどうするということは言えないということも、ぜひご理解をいただきたいと思えます。

○議長（平川昌昭君） 深見君。

○12番（深見 迪君） その点については、納得はいきませんが、わかりました。

それで、最後の質問なのですが、学童保育のことですが、しばしば運営委員会に委ねているというお話をされます。運営委員会に委ねるといふ、運営委員会の自主性を発揮してもらう、意見をたくさん上げてもらうということは確かに大事なことだなというふうには思いますけれども、しかしあくまでも福祉でありますから、責任は市町村が主体となってやるべきことなのではないかなというふうに思うのですよ。小学校6年生までを対象とするというのは、これは法律で決まったわけですから、これは守っていかなければならないと思えますし、例えばこれまで運営委員会が、いや、そうしないことにしようなんていうふうにはならないのではないかとということが第1点。

それから、指導員の資格とか指導員の質の向上は国が言っていることですから、今回。これについて、やっぱり町のほうがリードしてこれを行っていくと。改善していくということが大事ではないかというふうには私は思うのですが、それも運営委員会のという形で済ませるのではなくて、町としてやっぱりそれをリードしていくというようなスタイルに、町としての役割も果たすべきではないかなというふうに思うのですね。

私、ちょっと朝もらったものですから、急いでこれ読ませてもらって、斜め読みですけども、その中にも学童保育の不満が幾つか出ていますよね。だから、そういう点では町が運営委

## 平成26年標茶町議会第3回定例会会議録

員会に全部ということではなくて、やっぱり学童保育の質を高めるためにも指導性を発揮するということが大事でないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうかね。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

これまでも学童保育に関しましては何度もお質問をいただいておりますし、その時々にお答えをしておりますけれども、私どもは学童保育、標茶の運営の仕方について運営委員会を中心に自主的にやられていることは、これは標茶町の財産だというぐあいに考えておりました、全て任せて町に責任がないというぐあいに考えたことは一度もありません。運営委員会の皆様、それからそれに指導員の皆さん方のご意見を十分に承りながら、こういった形がいいのか等々について、ともに考えてきたということでありまして、そういった意味で町の指導性ということになりますと、私どもとしては十分果たしてきていると、そのように考えておりますし、先ほどもお答えをいたしましたように、研修等については、研修の機会の確保を含めて検討してまいりたいとお答えをしておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 深見君。

○12番（深見 迪君） わかりました。

質問を終わります。

○議長（平川昌昭君） 以上で12番、深見君の一般質問を終了します。

次に、2番・長尾君。

○2番（長尾式宮君）（発言席） さきに通告いたしました「総務省の地域おこし協力隊」を活用し、町の活性化をを質問いたします。

総務省では、平成21年度より、地域おこし協力隊事業を展開しております。総務省の資料によると、概要としては、「地方自治体が、都市住民を受け入れ委嘱。地域おこし活動の支援や農林漁業の応援、住民の生活支援など『地域協力活動』に従事してもらい、あわせてその定住・定着を図りながら、地域の活性化に貢献」となっております。地域協力活動の例として6点ほど挙げております。

1、地域おこしの支援として、地域行事やイベント等コミュニティー活動の応援、伝統芸能や盆踊り等の復活、地域ブランドや地場製品の開発・販売・プロモーション、空き店舗活用など商店街活性化、都市との交流事業、教育交流事業実施の応援、移住者受け入れ促進、地域メディアなどを使った情報発信等が挙げられております。

2点目として、農林水産業従事等として、農作業支援、耕作放棄地再生、畜産業支援等が挙げられております。

3つ目として、水源保全監視活動として、水源地の整備、清掃活動等が挙げられております。

4点目、環境保全活動として、不法投棄パトロール、道路等の清掃等が挙げられております。

5つ目として、住民の生活支援として、見守りサービス、通院・買い物等のサポート等が挙げられております。

6つ目として、その他として、健康づくり支援、野生鳥獣の保護管理、有形民俗資料保存、婚活イベント開催等が挙げられております。

現在の標茶町は、人口減に伴い、それぞれの組織内において人材不足の問題が顕著化していると考えております。地域おこし協力隊隊員は、住民票を活動地域に移し、1年以上、最長3

年をめどに活動しております。任期終了後の隊員の動向としては、48%の隊員が活動地と同一市町村内に定住しているのも注目すべきところでもあります。都市部の人材の協力を得、地方の閉塞感を打開すべく、標茶町の活性化を図っていったらどうかと考えておりますが、町長の所見を伺います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 2番、長尾議員の総務省の「地域おこし協力隊」を活用し、町の活性化をとのお尋ねにお答えをいたします。

議員ご案内のとおり、総務省では、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を誘致し、その定住・定着を図ることで地域力の維持・強化を目的とする地域おこし協力隊の制度を設けております。

具体的には、地方自治体が都市住民を受け入れ、地域おこし協力隊員として委嘱し、1年以上3年未満の期間、地域おこし活動の支援や農林漁業の支援、住民の生活支援などの地域協力活動に従事していただき、地方自治体から報酬を受け取るライフスタイルの中から、当該地域への定住・定着を目指していただくものであります。

なお、地方自治体が隊員に支払う報酬には、上限200万円の特別地方交付税による財政支援が受けられ、また議員ご指摘のとおり、任務終了後の定着率が5割弱という点も注目すべきところでもあります。

議員お尋ねのとおり、活動者がふえるという部分では、組織や地域の活性化につながる有効なツールとして考えられますが、一方で1月当たり20日間ほどの活動単位に対し、地域ニーズに見合った果たすべき役割、使命、任務を明確にできるか、またでき上がった組織や地域内の中で、活動に対する無償と有償が混在することで脈々と受け継がれてきた協働のまちづくりに影響を与えないか、整理すべき課題もあろうかと考えております。

標茶町は人口の減少が続いておりますが、議員ご指摘のそれぞれの組織内で何を行う、何を担う人材が不足しているのか、そして整理すべき課題の存在など情報を収集し、検証してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

長尾君。

○2番（長尾式宮君） 答弁の中で、町長のほうからは、この制度自体に対しては前向きにお考えいただいているのかなとは思いますが。

ただ、問題点として、招き入れた人材が果たして地域の中で有効に活動できるのかどうか、そういった心配もあるかと思えます。私としても、まだ具体的に受け入れる、そういった体制が現時点であるかという点、心配な部分があるのですけれども、その中にはやはり都市部から熱意に燃えた人材が来て、地域の方々と果たして事業に対してうまくかみ合うかどうか、そういった心配もあるのではないかとこのように考えております。

あとは、総務省の事業で予算立てして賃金のほうは保障されているとはいいいながらも、実際、地方、殊に標茶町にもし来てもらったにしても、一人で実際どれだけのことができるかといった不安もあります。そういう意味では、積極的に地域の方々がまちおこし協力隊の隊員さんとコミュニケーションをとっていただいて、その中から標茶でどういうことをやっていったらいいのかということも模索していくべきではないかというふうに考えております。

今回の質問の中で、地域おこし協力隊の活用をというところなのではございますけれども、私としては、この人材を活用していただくことによって、起爆剤として町の方々に積極的にまちおこしに参加してほしいという思いもあって質問させていただきました。その中で町長先ほどおっしゃってございましたけれども、協働のまちづくりというところで、これからもみんなで力を合わせて頑張っていきたい、そういった思いは町長初め町民の皆さん方とも思うところは一緒ではないかというふうに考えております。

そういった中で、現時点でも問題も浮き彫りになっております。質問の中では、人材不足という部分にのみについて触れておりますけれども、農業集落地域においては離農した農家さんの廃屋が目立ってきたり、あるいは町なかにおいてはだんだん人が引っ越しをして空き家が目立ってきて寂しくなったり、あるいは商店街も空き家で目立ってきたりと、そういった意味で、目につくところで随分やはり人口が減ってきたことに対して、町の皆さん方というのは非常に心配をしているところであると思っております。そういった中で、やはり何もしないよりは、ぜひ国や道のそういった事業を積極的に活用して、まちづくりというものを改めて再構築していくべきではないかというふうに考えております。

町長に1点お伺いしたいのは、そういった中で、最近では本当、町なかにおいても空き家が目立っております。こういったところも含めて、町の皆さん方と多分お気持ちは一緒だとは思っておりますけれども、人口減に対しては特効薬はないというふうに先ほども申しましたけれども、そうはいつても何かやらないことには、この先、先細りが見えているのではないかというふうに考えております。そういった意味で、例えば協働のまちづくりの中でこういった地域おこし協力隊、もし活用していくとしたら、こういった部分が標茶の中では効果的であるというふうに考えているのか、伺いたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

基本的には、私も認識は同じ方向を向いているのではないかと思いますけれども、ただ、先ほどから何回も何もしないというお話をされていますけれども、私どもとしてはでき得ることは今までやってきたというぐあいに考えておりますし、ただ、人口減少対策に対して特効薬、即効薬はないというのは、これはもう全国、全道、全町を見ても明らかでありまして、例えばこういった地域おこし協力隊の成功例等々を見ても、それが果たして標茶町において可能かどうかということになりますと、かなり特殊な例でうまくいっている例とは思っております。

空き家・廃屋対策というお話がありましたけれども、これは標茶の景観ということから考えて、私も担当課のほうには以前からこういった方法が可能か等々については、検討を指示してまいりました。道の各町村の中でも、そういった対策、また犯罪、それから災害に対する安全なまちづくりという点から、かなり積極的に取り組まれている町もあろうかと思っておりますし、そういった面で本町が見習わなければいけないこともあろうかと思っております。

ただ、先般、テレビでデトロイトの事例が放映をされておりました。デトロイトが自動車産業が衰退をしていく中で、人口が半分になって、空き家が非常にふえて、向こうの空き家というのは日本とかなりシステムが違いますから、個人所有というものが余りないのでございますけれども、その家を壊して地域が農園をつくって、その農園で子供たちを含めていわゆる食育といいますか、そういったことを実践されて、例えば市場で売るとか、そういった事例も考えておりました。

て、報告をされておりました。

そういうぐあいにいろんなことが考えられると思いますけれども、やはり私は現実的に見たときに、地域の高齢化が非常に進んでいて、担い手、いわゆる地域活動を担わなければいけない方たちが高齢化で、非常に限られた人が多くの役をやらなければいけないというのが、本町においても非常に顕著になってきています。そういった意味で、例えばこういった事業を活用し、そういった地域の地域づくりの核として何かやっていただけないか等々については、それは可能性はあるのではないのかなと思っておりますし、先ほどもお答えをいたしましたように、本町においてこういった組織でこういった人材が不足をしており、何が必要とされるのか、そういったことを町民の皆様各位各層のご意見を承って、この事業としてこういったことが可能か等々について、検証してまいりたいというぐあいに先ほどお答えをしておりますので、ぜひそういったこともご理解をいただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 長尾君。

○2番（長尾式宮君） 先ほどちょっと誤解を招く質問をしてしまったので、一部訂正いたします。何もやっていないというのはあくまでも一般論であって、標茶町の行政の話ではなく、あくまでも意気込みというか、そういった部分でのお話になりますので、どうか誤解のないようお願いしたいと思います。

あとは、こういった組織でこういった人材が不足しているか、あるいは事業の見直し等も再構築という意味で必要になってくるという町長のお考えというのは、私も理解しておるところであります。そういった中で、やはり私としては、これは協力隊員を1人受け入れることによって、そういったそれぞれの組織の方がいい刺激を受けてくれるのではないかなというふうに考えているところであります。

内容について理解いたしましたので、答弁は要りませんので、ここで終わりにします。

（何事か言う声あり）

○2番（長尾式宮君） では、お願いします。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えいたします。

議員のご提案の趣旨については十分理解しております。こういった形が可能か等々について、本町の現状、それから優先度等々、いろいろなものを総合的に判断をして検証し、私、非常に微妙な立場なものですから、ここでお約束するというのはできないものですから、そういったものをしっかりと伝えてまいりたいと思っておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○2番（長尾式宮君） 終わります。

○議長（平川昌昭君） 以上で2番、長尾君の一般質問を終了します。

次に、6番・黒沼君。

○6番（黒沼俊幸君）（発言席） 私からは、標茶町における和牛の振興策はと題しまして質問を行います。

本町における和牛の飼養頭数は、平成23年の安愚楽牧場の破綻の影響で、平成24年は市場価格が低迷しておりましたが、平成25年、26年の8月と、今現在、高値を維持しているようになってきておるところでございます。

## 平成26年標茶町議会第3回定例会会議録

現在、町内の58戸、約4,500頭ちょっとの黒毛和牛が飼養され、これは少しずつ増加傾向にあるというふうに私は判断しております。

そこで、行政側として、町内和牛農家の経営を進展させる指導をしていると思っておりますが、具体的に3点ほど質問をいたします。

具体的にはどのようなことを行っているか、具体的な事例を示していただければと思います。

2つ目は、和牛は系統により改良が行われていますが、対応はどのようになっているのでしょうか。

今後、標茶産和牛の地位確立のため取り組む考えはあるかについて、お伺いしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 6番、黒沼議員の標茶町における和牛の振興策はとのお尋ねについてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、十勝市場における和牛価格は平成18年、19年の高値から、20年に平均価格15万円強の下落を受け、その後、若干の変動を繰り返しながら、平成25年から26年にかけて上昇し、現在は平成19年の高値に相当するレベルで維持している中、JAしべちや販売の素牛平均価格は全体の平均価格を上回る実績を上げ、最高価格も標茶町生産者の氏名が常に上位にある状況であります。これも生産者の皆様の努力が形となっているものと考えております。

そこで、第1点目の具体的な取り組みであります。平成24年4月に発足した標茶町和牛生産改良組合に対し、その目的達成を助長するために、平成26年度から、和牛生産振興補助金として、活動を支援させていただいているところであります。

次に、第2点目の和牛の系統による改良への対応ですが、標茶町和牛生産改良組合では、平成25年に和牛基本登録集合審査、平成26年からは和牛基本登録集合審査に加え、共進会を開催するなど、畜産の経営基盤強化、家畜改良推進を目的として各種研修会や先進地視察など多くの事業を実施し、技術の向上に努められており、今後もしできる限りの支援をさせていただく考えであります。

第3点目の標茶産和牛の地位確立のため取り組む考えはあるかとの質問についてですが、基本的には生産者の皆様の自主的な取り組みをベースとしながら、行政が果たすべき役割を生産者団体とも相談をしながら検討すべきと考えているところであります。多様な産業構造は地域の活力にもつながるものであり、生産者の後押しはこれからも研究してまいりたいと思っております。例えば、肥育がほとんど行われていない現状から、素牛生産基地としての地位確立を考えたとき、安心・安全、健康な牛を提供し、信頼を受けることが欠かせない要素であります。飼養衛生管理基準の遵守とともに、各種疾病予防対策など課題がありますが、標茶町家畜自衛防疫連絡協議会に集結する各関係機関とともに知恵を出し合い、課題解決への努力を続けていく考えでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

黒沼君。

○6番（黒沼俊幸君） 2点ほどに絞って再質問いたします。

やはり、今、町長がお答えいただきましたように、ここ高値が品薄で維持されていると。こ

れからもT P Pの関係は予測できませんが、T P Pがおくれればおくれるほど、このことは私は市場は維持されるのでないかという見方をしている一人でございます、管内でも一番多いのは標茶町の和牛なのです。それで、58戸といたら、法人でやっている方もいますから、個人でいけば40数戸になりますか、その方々が熱心に本当に、言い方はちょっと失礼ですけども、搾乳をリタイアした方が、ホルスタインの飼養技術は和牛とは違うと思いますけれども、やはり家畜に対する愛着が和牛を立派に育てているというふうには私は思っていますし、6月初めの、5月31日だったか、共進会も拝見しまして、本当に審査員に熱心にメモをとったり質問をしたり、姿を見て、これは標茶町は安愚楽和牛では痛い目に遭いましたけれども、もう一回いろいろ市場調査、それから組合員の動向もおもんばかって、力を入れていってほしいと。ぜひこれを私は声を大きくしてここでお願いしておきます。

それから、ホルスタインとはちょっと違うなと思うのは、和牛も私10頭ほど有名牛の順に調査しましたら、ほとんどその10頭の中の5頭か6頭に種牡牛が集中するのです。それはなぜかという、市場でこの牛の肉質が飛び抜けていいと。したがって、おなかにその子が入っていたら、もう買う人はその腹の子を狙って値段をつけると、こういうことでありますから、先ほど町長お答えになりましたように、系統を本当に私は、釈迦に説法だと思えますけれども、生産者の方はいろいろ仲間と、また授精所と連携してやっていると思えますけれども、これの勉強を冬期間ばかりでなく、やはり足のきく、この10月とか11月には、少し遠くても東北なり、どこまでも行けるような支援体制をしてはどうかと、こう思います。

いろいろありますけれども、最後には防疫、私もどこにヨーネ病が発症して近づくなというような情報は得ておりませんが、いや、これはもう釧路町で過去に和牛の一大拠点をつくろうとしたのですが、そのヨーネ病が小規模農家のところにいろいろと浸透して行って、その方々が廃業したと、こういう苦いことがありますから、標茶でもこれだけ牛がふえたら、防疫については、もちろんここに担当の方も、農林課長もそのことは十分知っているというふうにお答えされますけれども、このことについても十分な予算措置と獣医師との連携を考えていただきたいと思えます。

もう一度、私をもっとたくさんお金をつぎ込んでくれというようなことの内容の振興策でございますので、町長からはっきりとお約束いただければいいなと思えます。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

和牛といいますか、黒毛和種につきましては、ただいま議員がご指摘になりましたように、非常に系統が市場では重要視されております。それも非常に新しい種雄牛が出るごとに、どこの種牛が等々というお話がありまして、現在では鹿児島、宮崎が中心であろうと、そのように考えておりまして、標茶の皆さん方が十勝市場で高い評価を受けるまでの素牛ということは、これは、私、昔、肉牛を飼っているときに、黒毛の場合は斉一性ということを非常に重要視されました。バイヤーの方たちが、いつ、どこの市場に行っても、どういった、例えば標茶の牛であれば系統的にもある程度斉一性が保たれ、発育等々もですね。そのことがやっぱり市場価値として評価されているということと言われておりまして、そのことは多分今も変わっていないと思えます。

素牛として供給する場合に何が一番大事かという、これはやっぱり良質な粗飼料をどれだ

け供給したかということであろうかと思っております、そういった意味で非常に経済性も高い動物であろうと思っております。

ただ、これから先の振興方向について、町としてもっと支援するべきというお話でありますけれども、基本的には経済行為でありますし、それと例えば黒毛和牛振興だけがこれからの畜産振興かという、ご案内のように、本町では非常に高い評価をいただいておりますブランド牛肉が現在どんどん生産が拡大されていると思っております、それとか消費者の嗜好が今後黒毛だけという話になるのか、やはり赤肉という需要も当然出てきております。それと、やはり私どもの町は基幹産業はホルスタインでありまして、ホルスタインとの振興も含めた中で、黒毛というものはどういった振興すべきなのか等々、総体的に考えていかなければならないと思っております、今この場で黒毛に対して支援を厚くしろということに関して、これも先ほどもお答えをしましたが、私も非常に難しい立場でありますので、明確にはお答えできないことをぜひご理解をいただきたいと思えます。

ただ、先ほどもお答えしましたように、健康な牛を市場に提供するという事は、これは例えば黒毛和牛であろうと、ホルスタインであろうと同じことでありまして、現在あります家畜自衛防疫連絡協議会の中で、関係機関の皆様方と色々な情報交換をしながら、でき得る施策について取り組んでおりますので、ぜひご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） 黒沼君。

○6番（黒沼俊幸君） 私もこのことにもうちょっと行政が、もっとそうしたらはっきり申し上げますけれども、今、この和牛生産組合の事務局やら、和牛について一生懸命なのは農業団体なのです。もちろん十勝市場に運ぶのも農協ですし、受け付けしてこういう時期に売るのがいいよと指導しているのも農協。私は先ほど二、三点絞って申し上げましたが、勉強だとか研修だとか、もちろんただついていって、ああ、一生懸命募集したら大勢の人が行った、これではだめだと思うのです。畜産係もいるし、農業企画もおるし、補助員もいるし、みんなでやっぱり勉強して、種牛のことも市場価格も知ってほしいというのが私の具体的な胸の内です。

それで、ことしの共進会については、私も見ていましたけれども、全く共進会場ではありません。あれはただどこかの牧野の牛つなぎ場としか思えません。そういったことをやっぱり審査に来る審査員の方にもうちょっと、簡単なD型ハウスで雨が降ってもその中で牛をぬらさないで共進会ができるとか、そういった方策は大したお金をかけないでできるのではないかと私は感じているものですから、振興策はぜひやってくださいよと、こういうことなのです。

もう一回、町長、私が具体的にお話ししたので、具体的にお答えをいただきたいと思えます。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

黒毛のプロをとというお話は、これは非常に難しいお話でありまして、私、標茶町農協さんが最初に黒毛に対して取り組むときに、まず、いわゆる系統、それから飼養管理、それから栄養管理等々を含めて幅広い知識を持ったプロが育てなければ、過去の事例を見てもこれはうまくいきませんよということは申し上げておりました。それを役場の職員に求められても、はい、そうですかという話にはちょっとならないわけで、これは当然資質もありますし、長い経験、それからとにかく時間がかかることでありまして、役場職員をその中で育て上げるというのは、私は現実問題として非常に難しいと思っております、それは農協さんのほうでぜひやっ

ただきたいと思いますし、それから共進会等々につきましては、共進会を一度黒毛の方がやめられた経過もあります。それはやはり共進会に出す牛の調教、いろんな飼養管理等々が非常に農家にとって負担だということで、それは結果としてはやめられたという経過がありまして、これは全和等々を見ても、共進会に出すためにどれだけの手間暇がかかるか等々については、これは生産者の皆さん方がどうしていくのかというのをやはり決めていただかないという考えでいます。そういった上で、いわゆるきちんと調教されて、住民の方々にもやっぱり展示できるような形になる、そこまでやるということであれば、これは農協さんと相談をしながら、こういった支援が可能か等々については、私は検討するのは別におかしくないと思っております。

ただ、私も若いときに、共進会に出すためにどれだけ調教をし、毛刈りをし、飼養管理をしたという、1頭の牛を出すためにどれだけの手間暇がかかるかというのは、自分で身をもって経験しておりますので、これを現在の黒毛の飼養農家の方たちの経営の中で取り組めというのは、これはやはり自主的な取り組みがあれば話は別ですけれども、そうでない場合にはかなりハードルが高いと、そのように考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 黒沼君。

○6番（黒沼俊幸君） 私は自分の考えをはっきり申し上げて、ここで皆さんに聞いていただいたので、町長も十分私の考えは聞くだけは聞いていただいたので、これで終わります。

○議長（平川昌昭君） 以上で6番・黒沼君の一般質問を終了します。

次に、9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君）（発言席） 特定不妊治療に助成をということで質問をいたしますが、質問内容の通告に、4行目の「町長は3期目の立候補に当たって」というふうに通告をいたしました、「立起表明に当たって」と訂正をいたしたいというふうに思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

私は、平成24年第3回定例会の一般質問で、この件について伺っております。質問の通告で、町単独事業としての助成をとただしておりました。伺いたかったことは、北海道の事業の助成に上乘せをして助成をするよう求めたものでした。当時の質問の議事録を読み、町長は支援すること自体を別に否定しているわけではないと言われておりました。

今回、この問題を再度取り上げましたことは、2年前、議会だよりをごらんになった町民の一人から、自分の身内が治療を受けている、ぜひ不妊治療の助成をお願いしたくとのお話がありました。

この不妊治療への助成事業は、北海道が平成16年度から始めており、10年が経過しました。

この間の本町の人口状況は平成16年度末9,118人、そして出生届数102人、平成20年度、5年後の町では人口8,458人、出生届数82人、昨年度人口は7,992人で出生届はぐんと減り、62人です。この10年間で人口は1,126人減少しております。

北海道の助成事業の制度がことし4月1日から一部が改正となり、平成28年4月1日から改正された制度が完全実施となります。新制度の内容は、よい面もありますが、対象年齢に制限が設けられ、さらに治療開始時からの通算助成回数も通算10回から年齢によって通算助成回数が減り、条件は悪くなります。

また、私が質問しました2年前、北海道の事業に対して上乘せをし助成している市町村は

## 平成26年標茶町議会第3回定例会会議録

38市町村でしたが、この2年間で全道の56市町村になっております。根室管内の中標津町、標津町、別海町も助成をしておりますが、釧路管内では残念ながら動きがなく、鶴居村だけです。

子供に恵まれず保険適用外の不妊治療、体外受精、顕微授精を受けているご夫婦の経済的負担の軽減をするために、さらに少子化対策の一つとならないかもしれませんが、一応、一環として、北海道の助成事業に上乘せをして助成するよう求めます。

町長は3期目の立起表明に当たって、まちづくりに7つの理念を挙げております。理念の一つとして、一人の不幸も見逃さない地域社会を目指し、小さな声にも耳を傾け、不安や悩み事の解消を図ることを掲げております。

対象者は多くはないと思われませんが、ぜひ実施してはと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 9番、鈴木議員の特定不妊治療費に助成をののお尋ねにお答えをいたします。

本件につきましては、以前にも長尾議員や鈴木議員のご質問にお答えをしているところですが、特にプライバシーの問題もあり、全体像を把握することは困難でありますし、特定不妊治療を受けるかどうかの選択につきましては、倫理上の問題が絡んでいる非常にデリケートな問題であり、個人の尊厳にかかわる問題として考えておりまして、特に少子化対策として助成する考えについては、疑念を持つところであります。

しかし、釧路・根室管内には特定不妊治療費助成事業指定医療機関がないことから、経済的負担が大きいことなどにより、治療を受けづらい環境にあると考えます。また、北海道の不妊治療への助成の対象が平成28年度から見直されることなどから、再度総合的に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） ご答弁いただきました。

前回の議事録、2年前の議事録、同じこと、答弁にありましたが、先ほど再度検討してまいりたいというふうに述べておられますので、ぜひ少子化対策ではなくして、経済的負担ということでの考え方で、対象者が現実にいるということも含めて、でもやっぱりプライバシーの問題だと言われればそれまでですが、そのことが仮に助成を受けた方がオープンになるなんていうことは、こんなことは考えられませんよね。

そういうことと言えば、プライバシーの問題ではなくて、子供が欲しいというふうに願うご夫婦に対しての助成ということで、ぜひ検討していただきたいことを強く要望しながら、もう一度伺います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） この問題につきましては、もう過去何回も私の意見を申し上げていると思います。子供がいないことをどう考えるのかということが基本にあるわけで、別に子供がいないことを選択した方もいらっしゃるわけです。だから、そういう人のことを考えたときに、子供がいることが前提だからということには、私はやはりちょっと違うなと思っています。それは日本全国にはいろいろな方がいらっしゃるわけですから、産まない人もいる、それは当た

り前のことだと。産みたいと思う人に対して、町としてどういった支援ができるか。そうすると、限られた財源の中で、町の施策として取り組むべきなのか、優先順位はどうか等々、総合的に判断をしまいらなければいけないということだと思います。

それと、私どもがやっぱり非常に問題にしなければならないのは、医療機関が、いわゆる産婦人科医の確保がますます困難になっているという状況の中で、どう考えていくのか等々を考えないと、私はこのことはほかの病気と同列に論ずることは疑問を持っております。

そういった意味で、先ほど議員がご指摘になりましたように、実際に困っている人がいて、町としてどういった支援ができるかという観点から言いますと、私は決して子供がいないことが不幸ではないと思います。だから、そこはぜひ議員と違うと思いますので、そこら辺については、いない人もいればいいし、いてもいいと。

そういった中で、町民の皆さんの願いとしてどういった支援が可能か等々についてということで総合的に検討してまいりたいということでございますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 再検討するというふうに答えられたので、引き下がろうと思いました。

しかし、本当に子供を産みたいという考え方の中では、今聞いていまして、私と町長は見解の相違だなというふうに思います。本当に、子供を持ちたい、産みたい、要らない、産まない、それぞれです、やはり。その方の選択です、そのことは。だけれども、やっぱり欲しいという、欲しくて治療を受けてまでも欲しいという方が現実にいるのですよ、うちの町の中に。2年前の議会だよりを見ておっしゃった方がいらっしゃった。そういうことも含めると、町長のその子供を持つ持たないの考え方というのは、私は否定せざるを得ないというふうに正直に思います。そうではないというふうに思います。

ただ、10月、町長は、はっきり言って選挙ですから、先ほどから微妙な立場だとおっしゃっていますから、本当に一つの政策としてここでうんと言えれば微妙な立場なのかなというふうには思いますが、現実のうち町民の方にいらっしゃるということをご認識していただいて、プライバシーの問題ではないということで、検討すると言っているのだから、これはご意見として述べたいというふうに思いますが、ぜひ皆さんで検討していただければというふうに思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 私はどこかの方のように見解の相違ということを申し上げたのではなく、だから子供を持ちたいという人がいるというのを私は否定しているわけではありません。でも、子供がいないということを選択された方もいらっしゃるわけです。だから、限られた町の財源の中で、町の施策としてこれに対するいわゆる支援策が優先順位としてどの程度なのかということは、町民の皆様のご判断、ご意見を伺いながら検討してまいりたいということをお願いしているわけで、別に見解の相違ということでは私はないと思います。

ただ、子供を持つということを前提であらゆるものが、政策というものが決定されているわけではないわけですから、だからそれぞれの人間が生きている、その人たちがそれぞれの人生をどれだけ充実して生きていくか、そのために町の施策というのはあるというのが私の基本的な考え方でございますので、ぜひご理解をいただきたい。

## 平成26年標茶町議会第3回定例会会議録

○議長（平川昌昭君） 鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） いつもやりとりでこういうふうになってしまうのですが、私はやっぱり町の優先順位とか、もちろんそれも事業としてはあります。しかし、財政的に本当にそんなに財政規模として負担になるでしょうか、民生費として。正直言って。そういうことも感じます。そういうことです。

町民の意向を聞く、それこそプライバシーの問題でもあって、そういう時代の流れとして、この2年間で自治体として必要性があって取り組んでいるというところもあります。そうすると、それは町長が答えれば、そこそ自治体の政策だとこの間の答弁でありましたけれども、でもやっぱり町長の3期目の立起表明に当たっても、一人の不幸も見逃さないというふうにも明言していますので……

（何事か言う声あり）

○9番（鈴木裕美君） そうではない。

（「そうではないでしょう」の声あり）

○9番（鈴木裕美君） そういうふうにもうたっておりますけれども、治療を受けているご夫婦にとっては、やっぱり何とかしてもらいたいという切な願いだというふうに。ですからこそ私のほうにも言ってきたのだというふうに思いますので、ぜひもう一度ご検討していただきたいというふうに思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 何度も申し上げますけれども、私は子供を持たないということが不幸だと思っております。そういう人生を選ばれた方もいらっしゃるわけです。だから、不幸だから、一人の不幸も見逃さないのが町の施策だからという考え方については、私はそれは違うと思っております。ただ、先ほども何回も申し上げますけれども、いろんな人がいるわけです。みんな同じではないわけです。ただ、それが標茶に住んでよかったと思うために、どういった施策を優先していくか。

わずかな金という発想は、ぜひしないでいただきたいと思います。どんな施策であっても、やはり私どもは税金を使わせていただいているということでもありますので、それはわずかであろうとわずかでなかろうと、それについては町民の皆さん方がご理解いただけるか否かが私は重要だと思っておりますので、ぜひご理解をお願いいたします。

○議長（平川昌昭君） 鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） それでは、財政問題もということはお答えにならないでください。  
終わります。

○議長（平川昌昭君） 以上で9番・鈴木君の一般質問を終了します。

以上をもって一般質問を終了いたします。

### ◎報告第8号

○議長（平川昌昭君） 日程第7。報告第8号を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君）（登壇） 報告第8号の趣旨についてご説明いたします。

本件につきましては、本町が出資しております「株式会社標茶町観光開発公社」の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。

この経営状況説明書につきましては、本年6月30日に開催されました第36期定時株主総会において承認され、本町に対し報告がありました資料に基づくものであります。

概要につきましては、売上収入等が1億562万5,310円で、仕入れや一般管理費などの支出を差し引いた当期純利益は、マイナス37万7,557円の赤字決算となったところであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案の1ページをお開き下さい。

報告第8号 株式会社標茶町観光開発公社経営状況説明書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、株式会社標茶町観光開発公社の経営状況を説明する書類を別紙のとおり提出するものです。

次ページをお開き下さい。

株式会社標茶町観光開発公社経営状況説明書

第36期事業年度営業報告及び決算

第36期は2020年に東京オリンピック開催が決まり、富士山が世界文化遺産に指定されるなど首都圏が歓喜に包まれる一方で、東北では未だ震災後の復興が進まず、政府が効果を強調するアベノミクスによる景気の回復はごく一部の大企業に限られ、道内経済においては回復の兆しを感じられず、中央と地方の温度差が顕著な一年となりました。

利用状況については、宿泊は前年対比0.8%増の5,278人でしたが、売上高としては0.47%減となりました。対して一般入浴客は0.6%増の52,241人となっております。

また、弁当・オードブル等の仕出しにつきましては13.25%増と前期以上に評価をいただいているところであります。

その他主なものとしては日帰り宴会で7%減、野外バーベキューが1%増などとなりました。総売上高は前年と比し0.47%の増収となったものの、経費の削減はすでに限界に達してまいりましたことから、一般管理費では0.54%の増加となるなど12期ぶりに37万7,557円の赤字決算となりました。

宿泊、観光業におきましては、大震災の影響が一巡し、需要がわずかではありますが回復してきていると言われております。

しかしながら、景気に対する不安感や電気料金の値上げ、急激な円安による輸入原材料価格の上昇など道内景気の下振れ懸念があり、本格改善には、なお時間を要するものと思われまます。このような状況の下、黒字転換を早急に対処すべき課題と認識し、「おもてなしの心」による「快適なサービス」の提供など、次期中期経営計画に向けて持続的成長を継続できるよう、着実に邁進してまいります。

今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます、第36期の事業報告といたします、ということでしめております。

続いて3ページの、1会議関係、2監査の状況、3株式の状況、4公社役員の状況、5従業員の状況は記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。

4ページをお開き下さい。

6 決算の状況、貸借対照表であります。

## 平成26年標茶町議会第3回定例会会議録

資産の部。流動資産は現金・預金から商品までで、357万5,284円。固定資産は有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産で、765万6,285円。資産の部合計は、1,123万1,569円であります。

負債の部。流動負債は買掛金から未払法人税等までで、768万1,376円で、負債の部合計も同額であります。

純資産の部。株主資本は資本金に利益剰余金を加えた、355万193円で繰越利益剰余金につきましては、前期より若干欠損金が増加し、累積赤字として△2,644万9,807円となっております。純資産の部合計は355万193円で、負債・純資産の部合計は1,123万1,569円であります。

次に5ページ、損益計算書であります。

費用の部。売上原価は2,612万8,047円、販売費及び一般管理費は7,976万6,403円、営業外費用は24万円、特別損失・法人税等充当額が20万6,200円で、当期純利益につきましては△37万7,557円となっております。

収益の部。売上高は1億562万5,310円、売上総利益は7,949万7,263円で営業利益は△26万9,140円となっております。営業外収益は33万7,783円、計上利益は△17万1,357円で、収益の部・費用の部の合計は1億596万3,093円であります。

次のページをお開き下さい。

販売費及び一般管理費であります。

1行目の旅費から雑費までの合計で、7,976万6,403円となっております。

次に7ページ、利用状況であります。

日帰りの合計人数は5万2,241人で前年比3,068名の増、宿泊の合計は5,278人で前年比404名の増となっております。宿泊利用の比率につきましては、その他道内市町村が37.59%、道外が36.02%となっております。

8ページをお開き下さい。

第37期事業年度営業計画であります。

総括といたしまして、17年ぶりに消費税率が引き上げられ、政府が推進する賃金の引き上げも、中小企業では現実問題として難しく、加えて原油価格は天井知らずに高騰を続け一般消費が更に鈍くなることが予想される現状で、いかに集客を図るかが最大のテーマになります。

オープンから36年が経過し、時代の移り変わりや施設の老朽化が進む中で、今後の営業推進対策（戦略）として引き続き同業他社との差別化を図りながら、一人でも多く集客することで採算性を高めるよう努めてまいります。

また、日帰り宴会の減少傾向が続いていることから、新たなメニュー作りも急務であります。

『源泉掛け流し温泉』を最大のセールスポイントとしながらも、好評を博している料理についてもこれに甘んじることなく、更なる工夫を凝らしてまいります。

さらに、好調なインターネットからの予約をより一層高めるべく、今一度魅力的なプランを考案発信し、集客及び売上げの向上を図り、黒字転換に努めてまいります。

健全な経営環境への構築に向けて、徹底したコストダウンを方針として捉えるのではなく社員が自らの課題として取り組み利益創出を目指してまいります。

なによりも当社を支えている社員一人一人が企業価値観とそのモチベーションを高めることが必要不可欠です。

以上のことを踏まえ、町民はもとより多くのお客様に愛される施設となるよう邁進していくことを基本方針といたします。

次に重点事項であります、社員全員が『経営者』と同じ認識に立ち『利益創出』を基本テーマとし、

- ① 安全・安心な「食」と「ホスピタリティ」の提供
- ② 道内屈指の泉質であることを常に意識したPR
- ③ 増収増益を実現するための意識の向上
- ④ 宿泊・日帰り共に魅力あるプランの作成と情報の発信

の4点としております。最後に収支計画であります収入合計で1億985万円を見込みまして、支出につきましては、材料仕入費・管理費・営業外費用の合計で1億916万3,000円と想定し、第37期の利益として68万7,000円を見込む計画となっております。

以上で報告第8号の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 今回は質問しなくてもいいのかなと思っていたのですが、今説明があったようにですね、37万7,000円の赤字が出たということですね、私にとっては非常に大きな意味を憩いの家については持っているわけなのです。ここに書いているとおり12期ぶりということで、ここを本当にいくらかずつ努力しながらこの赤字を埋めてきたわけです。資本金をね。その上にたって質問をさせていただきますけれども。

まず1つ目は一般管理費の中の従業員賞与の関係が多少40～50万増えているのですが、これはどういうことで増えたのかということと、それから水道・光熱費、よくこの数字を見たら頑張ったなど。100万から昨年度よりも減額になっている、これは何か特に理由があったのかと。

それからもう1つはですね、5ページの売上高。1億562万5,000円のこの中にですね、地域を美化するために、清掃だとかいろいろなものが入っていますね。これがいくら今回は入っているのか。前回とほぼ同じくらいなのか、中の数字を教えてください。

それからもう1つは、費用の部で売上原価が出ておりますけれども、この売上原価の中の期末の卸高ありますよね、61万6,000円、これは前に三角が付かなくていいのですか。付くのですよね。付かなくて資産の部で61万6,000円載るのですから、ここは三角になるのではないかな。違うかな。それが1つどうなのかなというのと。

それから法人税。法人税の充当額、ここで20万6,000円と出ているのですが、これは特別損失なのですか。特別損失ではないのではないですか。これはどういうことなのか私は理解できないのですが、ここに出てくる税はですね法人税と町道民税がでてくるのですが、ここでいっている法人税は赤字を出しているから、これは特別損失にだってならないでしょう。これはどうなのですか、調べてみて下さい。

それと固定資産が400万円くらいから750～760万円くらいに増えているのですが、車輛のほうで300万円から増えていますよね。この固定資産の増えている内容等をお聞かせ下さい。

それとこの前払保険料。これは一体どういうようなことなのかこれも説明していただきたい

と思います。

それからこの37万7,000円の決算が出来上がったとき、この社長それから専務もいるわけですけど、数字はたいした数字ではないのですけれどこの見通しを作る、37万7,000円の数字を見て12月なら12月に仮決算をして見通しをつけたら、赤字なんか出ませんよ。そういうふうに見えませんか。数字を組み立てていて。これはやはりあそこに投資するのは、決算委員会で話をしようと思っていますけれども、資料要求もしているのですが一般会計から投資して、憩いの家に投資しているお金は全然ここには入っていないのですよ。ただ1億500万円の中です、この中の運営をするのです。せつかく何万円でも、ときによっては十万円前後のお金をですね、赤字を埋めてきてずっときていて色々な町民の人達にも努力をしてもらって、なんとかこの2,600万円からのを1年でも早く元にもどしてあげたいなど。これを元に戻すのにどんな方法があるのかこれもお聞きしておきたいと思うのですよ。2,600万円を元に戻すにはどんな努力をすればいいのですか。それもお聞かせ下さい。37万7,000円がこうやって単純にこういう複式の経理を使って赤字が出るなんて、みんな頑張っているのに考えられないのですよ、この数字からいって。以上です。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。8点、9点ほどのご質問と思われませんが、例年まず最初にお話をさせていただいているのは、観光開発公社から報告をされたことに対して私たちは、今の議員さんのご質問に答えるということだけ、まず最初にご理解をいただきたいと思います。

まず1点目の賞与の額が100万円ほど下がっているのではないかというご質問でございますが、そのとおりでございます。観光開発公社の就業規則上は年の2回の賞与で3.6カ月分を支払うことになっておりますが、実際には経営が厳しいということもございまして、職員の皆さんに我慢をさせていただいているということでお聞きをしております。35期につきましては1.28カ月分、36期今回の報告をさせていただいている期については、2.0カ月分の年間賞与を支払いをしているということで、ここで100万円ほどの増加になっているところでございます。

それから2点目の水道・光熱費の金額がここでも100万円ほど逆に下がっているのではないかということでございまして、これにつきましてはLEDの効果もでていたのですが、2月、3月ですね重油の入れ方、灯油と違いまして重油についてはある程度の規模ではないと入れていただけないという部分がございまして、その1回分とか2回分がいれなかったことによって、落ちている分でございます。

5ページの売上高の中にその他の収入がいくら入っているかというご質問でございますが、いつも営業外収益はいくらだというお話をされていたとおりの金額でございまして、町からの清掃委託、釧路湿原を美しくする会からの委託も含めまして170万9,000円ほどのその他の収入がございまして。

売上原価の期末棚卸高にいつもだと三角がついているのではなかったか、というご質問でございますが、そのとおりでございます。この売上原価の算定のルールとしましては、期末棚卸高プラス当期に仕入れた額引く期末棚卸高という算式になっておりまして、一般的にはそういう算式ですから三角を付けないのですが、プラスと引くという算式上、分かりやすいというこ

とで、三角を35期までは付けておりましたが一定的なルールということで、今回はルールどおり今期からは外させていただいたということでございます。

法人税の充当額20万6,200円が費用の部で計上されているが、これは特別損失かというご質問でございましたが、これは特別損失ではなくてですね当期純利益がマイナスとなりましても法人の均等割がかかりますので、その均等割分でございます。

有形固定資産の特に車輛運搬具が、昨年の6万5,000円から急に345万6,888円に増えているという状況でございますが、これにつきましては会社が使用するワゴンタイプの車の購入で、ここに残高として増えている状況でございます。

同じ資産の部の前払保険料でございますが、第35期のときにご説明をさせていただきましたが、従業員の3名分の退職手当引当金の部分でございますが、年間に積み立てる退職引当金の半分を資産として認定し、半分を一般管理費の保険料のほうにあげております。これにつきましては、税理士さんと相談をしながら公有資産半分、一般管理費半分という経費配分で行ってきたという状況でございます。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） 後段のことについてお答えをしたいと思います。今企画財政課長が冒頭申し上げましたとおり、報告を受けたものとしての発言ということをご理解いただきたいと思っております。

1つは37万7,000円の決算、これについては見通しがしっかりできたのではないかというお話でありました。これについては議案の3ページにあります。公社の役員が書いてあります。また取締役会の回数についてもあると思っておりますが、四半期ごとに報告を受けながらその中で議論をされているというふう聞いております。その中で、先ほどの質問の中にもありましたけれども、支出内容等につきましても検討したところありますけれども、それまでの業績を勘案したときにこれでいけると踏んだのが、後半戦で思ったよりも伸びがなかったというところが1つの要因だというふうに思っております。ご指摘のように精度については上げなければならないというふうに思いますが、そのような背景があったということで是非ご理解をいただきたいと思っております。

また先ほど議員のほうからもありましたが、職員の努力という部分を評価していただいている分につきましては役員の方にも説明をしていきたいと思っております。

2,600万円をどのように戻すかというところでもありますけれども、議員ご承知のとおり、かつては3,900万円ほどのマイナスであったという部分を、今ここまで積み上げてきたというのが事実でありますけれども、更に努力をしていきたいというふうに思いますが、いかんせん、やはりお客さん相手の商売という部分でありますので、更なる努力を積み重ねていくことが必要だと思っております。ただ、一方で地元の民間企業への過度な圧迫を与えないというのも、1つはまた原因としてあるものですから、それらも踏まえながら進めてまいりたい、そして今年が中期計画の最終年となっております。次に向けての中期計画の中で再構築をしていくものというふうに伺っておりますけれども、その中で出来るだけ健全な運営を図れるよう必要な措置を講ずべきことを求めていくということで進めて参りたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） 8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 売り上げの観光開発公社からの報告だから議会でこうやって指摘があったことを役員会にもって行って報告してもらいたいのだけれども、昨年度も売り上げはそう変わっていないのですよ。そして債務超過はないにしても、過去から色々な理由があつて憩いの家は今日まで来たけれども、それでもまだ3,000万円のうちの収支金のうち2,600万円はまだこうやってマイナスになっている。そしてみんな努力してきたのですよ。経営の中で。

何故私が言うかといったら、町内の業者の人達はみんな全て自分のところで賄ってやっているの。憩いの家とあまり差を付けてやったら、今度は民間がおかしくなってしまう。だから今の経営の中で努力してもらわなくてはならないのですよ。せめて施設がこれは町の施設だから、この部分くらいはと思ひながらいてのうえでの話なのです。だから1億足らずの売上げなのですからやっぱり11月なり12月にですね見通しをつけて、買わなくてはならない物を抑えたり、色々な仮決算をやったりして、あげてもらわないとこの2,600万円がまた足されていくということがあつては困るということなのです。

そして憩いの家に対する協力は町民の人達もやっているのですよ。憩いの家の方員の人達が立派だといえれば立派なのですが。だからそのうえにたつても観光開発公社の役員人達にはそういう見通しをきちんとつけてもらって。これは本当に今回の決算は役員の方員に責任だと僕は思っていますよ。やりようによっては私はプラスにもっていったのではないかなと思っていますよ、この内容からいくと。そして売上の見通しがとさつき副町長は言いましたけれども、これは去年も変わっていないのです。それから今年の計画も1億900万円なのですが、僕がかえってこれもですね、この現実にあわせた計画のほうが良いのではないかなと思っています。それもあわせてお答え下さい。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをいたします。

先ほどからご指摘がありました部分につきましては、取締役会のほうにお伝えをしたいと思いますけれども、そういう部分ではやはり努力を積み重ねていかなければならないというのは事実であります。

先ほど申し上げましたが、民間の部分に過度な影響を与えないという部分と、実際に黒字を目指さなくてはならないという部分の、非常に微妙な位置取りでありますので、少しの環境変化がある場合にはそこに大きく反映してしまうという形になります。ただ、それらも含めて読みの精度といいますか、それを上げていかなければならないというふうに思っております。それをみますと、聞くところによりますと、第37期に入りまして中間の報告があつたときには努力の成果が、見えてきているということもありますので、それらについての方向性といいますか更なる発展を期待するということでもあります。

それから第37期の目標値であります若干これにつきましては、入浴料の値上げ等も含まれてそれらの増額等も含めまして、換算したところでもあります。できるだけそれらの数値目標を持ちながら、そして売上原価また光熱水費等の目標数値もあります。それらも意識しながら進めていくように、取締役会のほうに伝えて参りたいと思いますのでご理解いただきたいと思ひます。

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

## 平成26年標茶町議会第3回定例会会議録

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

以上で報告第8号は終了いたしました。

### ◎延会の宣告

○議長（平川昌昭君） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと、認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議は、これにて延会いたします。

（午後 2時55分延会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長            平 川    昌 昭

署名議員4番            本 多    耕 平

署名議員5番            林            博

署名議員6番            黒 沼    俊 幸

平成26年標茶町議会第3回定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成26年9月10日（水曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 議案第40号 標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について
- 第 2 議案第41号 工事請負契約の締結について
- 第 3 議案第42号 工事請負契約の締結について
- 第 4 議案第43号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第 5 議案第44号 標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第45号 標茶町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第46号 標茶町農業研修センター設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 8 議案第47号 平成26年度標茶町一般会計補正予算  
議案第48号 平成26年度標茶町下水道事業特別会計補正予算  
議案第49号 平成26年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
- 第 9 認定第 1号 平成25年度標茶町一般会計決算認定について  
認定第 2号 平成25年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について  
認定第 3号 平成25年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について  
認定第 4号 平成25年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について  
認定第 5号 平成25年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について  
認定第 6号 平成25年度標茶町病院事業会計決算認定について  
認定第 7号 平成25年度上水道事業会計決算認定について
- 第10 意見書案第20号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 第11 意見書案第21号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書
- 第12 意見書案第22号 2015年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書
- 第13 閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）  
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）  
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）
- 第14 議員派遣について
- 追 加 議案第47号 平成26年度標茶町一般会計補正予算  
議案第48号 平成26年度標茶町下水道事業特別会計補正予算  
議案第49号 平成26年度介護保険事業特別会計補正予算  
(議案第47号・議案第48号・議案第49号審査特別委員会報告)

平成26年標茶町議会第3回定例会会議録

○出席議員（14名）

1番 松下 哲也 君	2番 長尾 式宮 君
3番 菊地 誠道 君	4番 本多 耕平 君
5番 林 博 君	6番 黒沼 俊幸 君
7番 後藤 勲 君	8番 舘田 賢治 君
9番 鈴木 裕美 君	10番 田中 敏文 君
11番 熊谷 善行 君	12番 深見 迪 君
13番 川村 多美男 君	14番 平川 昌昭 君

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	池田 裕二 君
副町 長	森山 豊 君
総務課 長	島田 哲男 君
企画財政課 長	佐藤 弘幸 君
税務課 長	武山 正浩 君
管理課 長	中村 義人 君
住民課 長	佐藤 吉彦 君
住民課 参事	蛭田 和雄 君
住民課 参事	松本 修 君
農林課 長	牛崎 康人 君
建設課 長	井上 栄 君
水道課 長	妹尾 茂樹 君
育成牧場 長	類瀬 光信 君
病院事務 長	山澤 正宏 君
やすらぎ園 長	春日 智子 君
教育 長	吉原 平 君
教育管理課 長	高橋 則義 君
指導室 長	佐々木 豊 君
社会教育課 長	伊藤 正明 君
農委事務局 長	牛崎 康人 君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局 長	玉手 美男 君
議事係 長	小野寺 一信 君

## 平成26年標茶町議会第3回定例会会議録

(議長 平川昌昭君議長席に着く。)

### ◎開議の宣告

○議長(平川昌昭君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員14名、欠席なしであります。

(午前10時00分開議)

### ◎議案第40号

○議長(平川昌昭君) 日程第1。議案第40号を議題といたします。

本案に関し、地方自治法第117条の規定により除斥に該当すると認められますので、8番・館田君の退席を求めます。

(8番・館田賢治議員 退席)

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・島田君。

○総務課長(島田哲男君)(登壇) 議案第40号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案につきましては、標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について、平成26年度の被表彰者を別紙のとおり決定したいので、議会の同意を求めるというものであります。

本年度の被表彰者は、教育文化功労表彰1名、在住功労表彰72名、善行表彰2名、勤続表彰4名の方々を11月3日の文化の日に表彰しようとするものでございます。

なお、8月28日開催の標茶町表彰審査会において、審査をいただいておりますことを、ご報告いたします。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第40号 標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について

平成26年度の被表彰者を別紙のとおり決定したいので、議会の同意を求めるというものでございます。

次ページへまいります。

標茶町表彰条例に基づく被表彰者

はじめに、1. 功労表彰、(ア)教育文化功労でございまして。地区名、氏名、年齢、事績の順に読み上げます。

開運、中島静子さん、75歳。永きにわたり標茶町文化団体連絡協議会の役員や、標茶町消費者協会事務局長として本町の文化活動の振興・発展に寄与されたものです。

次に(イ)在住功労でございまして。地区名、氏名、年齢、事績の順に読み上げます。

常盤、中尾敬子さん、71歳。50年以上本町に在住し、郷土を愛し勤労に励み、町の発展に寄与されたものです。以下事績については同じでありますので省略させていただきます。

常盤、藤 稔さん、70歳。常盤、村山タミさん、73歳。常盤、吉田裕子さん、70歳。常盤、吉田美枝子さん、70歳。川上、磯田定子さん、78歳。川上、内野トキ子さん、79歳。

次ページへまいります。

川上、江田光子さん、70歳。川上、河合カツ子さん、73歳。川上、庄司幸子さん、78歳。

## 平成26年標茶町議会第3回定例会会議録

川上、高村幸子さん、70歳。川上、松島 愛さん、86歳。川上、吉田繁男さん、76歳。開運、北岡トヨ子さん、75歳。開運、鈴木里子さん、73歳。開運、永澤芙紀子さん、70歳。開運、山崎貞江さん、75歳。旭、飯村嘉雄さん、71歳。旭、小山内絹子さん、70歳。

次ページへまいります。

旭、小野 園さん、76歳。旭、若狭経子さん、77歳。富士、齊藤壽久さん、72歳。桜、川村毅さん、73歳。桜、清田恵美子さん、75歳。桜、工藤千代子さん、72歳。桜、柴田道男さん、74歳。桜、古川勇吉さん、78歳。桜、古川静子さん、79歳。麻生、加藤修子さん、72歳。麻生、河合一行さん、70歳。麻生、館田賢治さん、70歳。

次ページへまいります。

麻生、成田晴美さん、73歳。麻生、舟山 昭さん、71歳。麻生、矢代一子さん、72歳。ルルラン、賀東春子さん、70歳。栄、小木・照子さん、70歳。南標茶、古谷弘子さん、70歳。厚生、高橋俊勝さん、70歳。多和、二階堂シヅさん、80歳。上多和、穴澤靖雄さん、70歳。上多和、江口良子さん、71歳。上多和、長部 晃さん、77歳。上多和、長部博子さん、70歳。

次ページへまいります。

上多和、・野やす子さん、73歳。上多和、杵 茂治さん、70歳。磯分内、大島照雄さん、70歳。磯分内、粥川文子さん、70歳。磯分内、記田昭子さん、74歳。磯分内、佐々木 進さん、71歳。磯分内、佐藤善春さん、70歳。磯分内、高橋良人さん、70歳。磯分内、星 昭恵さん、70歳。塘路、川口博司さん、70歳。塘路、川口美都子さん、70歳。久著呂、小形静子さん、70歳。

次ページへまいります。

虹別、池田シゲノさん、73歳。虹別、伊藤花子さん、71歳。虹別、今橋・子さん、70歳。虹別、館 定宣さん、72歳。虹別、富田千代子さん、72歳。虹別、富田美智子さん、70歳。虹別、根岸ツルヨさん、74歳。虹別、原田良雄さん、70歳。虹別、南 喜美子さん、74歳。茶安別、遠藤麗子さん、72歳。茶安別、門田功一さん、70歳。茶安別、鎌田忠次さん、70歳。

次ページへまいります。

茶安別、清水川雅江さん、70歳。茶安別、堀江良和さん、79歳。茶安別、堀江信子さん、72歳。茶安別、三本晴美さん、70歳。阿歴内、大谷文子さん、70歳。

次ページへまいります。

続きまして、2 善行表彰でございます。地区名、氏名、年齢、事績の順に読み上げます。

開運、坂口康裕さん、45歳。自己の危険をかえりみず火災現場において人命救助をされたものです。塘路、松澤敏子さん、90歳。公共のため土地・建物を寄付されたものです。

続きまして、3 勤続表彰でございます。地区名、氏名、年齢、事績の順に読み上げます。

久著呂、小形千一さん、72歳。防犯協会役員として20年以上在職されたものです。旭、小渡幸次さん、44歳。消防団員として20年以上在職されたものです。以下事績について同じでありますので省略をさせていただきます。平和、山崎 貢さん、44歳。麻生、河合信子さん、61歳。

以上、79名の方々を表彰しようとするものでございます。

以上で議案第40号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わらせていただきます。

## 平成26年標茶町議会第3回定例会会議録

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第40号は原案可決されました。

休憩します。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時14分

### ◎議案第41号

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第2。議案第41号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君）（登壇） 議案第41号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は工事請負契約の締結についてでございます。地方自治法第96条第1項第5号により議決を求めるものでございます。

以下内容について資料とあわせてご説明いたします。

議案第41号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

1. 契約の目的は磯分内小学校（校舎）改築建築主体工事です。

資料へまいります。

工事概要は、改築で木造・平屋建、1,080.37平方メートル、既存校舎解体では鉄筋コンクリート造2階建1,809.00平方メートル、倉庫3棟、その他解体でございます。工事場所は熊牛原野15線西3です。契約金額は3億6,072万円です。契約の方法は指名競争入札です。入札執行日は平成26年8月29日です。指名業者の状況ですが、赤坂・星特定建設工事共同企業体、株式

## 平成26年標茶町議会第3回定例会会議録

会社サトケン、村井建設株式会社、葵建設株式会社、坂野建設株式会社の5社で入札を行った結果、一回で落札いたしました。契約の相手方、予定施工業者名は議案書に戻ります。

代表者、赤坂・星特定建設共同企業体、代表者、川上郡標茶町字熊牛原野15線3番地、赤坂建設株式会社、代表取締役 赤坂充哉。構成員、川上郡標茶町川上1丁目22番地、有限会社丸ホ星工務店、代表取締役 佐藤 正です。資料に戻ります。

竣工予定日は平成27年11月25日です。新規・継続の別は新規です。備考といたしまして予定価格、3億6,529万9,200円で事前公表で実施いたしました。

以上で、議案第41号の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

4番・本多君。

○4番（本多耕平君） 説明資料の工事の概要でありますけれども、この中で改築として木造平屋建になっておりますけれども、木造ということによってちょっと気になるわけですけれども。この木造の材料ですね、例えば町内のカラマツの使用ということにはなっていないのでしょうか。木造は単純にどこの木造でも良いという予定になっているのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） 現在のところ、まだ標茶町と限定した材料という指定が、市場に出回るそれから会社さんが、常に買えるというスタイルになっていない部分がございます、工事の仕様といたしましては、北海道も勧めておりますいわゆる道産材をお勧めする中で、その中で標茶材も使う箇所があれば使えると。道産材を主に指定してございます。

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

5番・林君。

○5番（林 博君） 竣工予定日は平成27年11月25日ということですが、実際に子供達が新しい校舎に移って、授業が再開できるのはいつ頃というふうに予定しておりますか。

○議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） 竣工予定日11月25日。これにつきましては書類の整理等含をめました一定程度余裕をもった工期設定にしております。

目標といたしましては、夏休み明けに11月の前には竣工していただきたいなど、現場のほうは終わらせていただきたいという思いであります。ただ、今ご存知のとおり非常に材料等が入手しづらい、それから下請けもなかなか忙しいということもありましてですね、それらのことを整理、順調にいったん発注側の意図といたしましては、夏休み明けには竣工を目指して頑張りたい、また、うちのほうも監督等頑張りたいと思っている次第であります。

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

13番・川村君。

○13番（川村多美男君） せっかくの機会ですので。耐震についての考え方を伺いたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） 木造ですので、鉄筋コンクリートや鉄骨造のようにですね、何と

言ったらいいのでしょうか、詳細な数字でこの力に対してこの受ける力がどうです、こうですという計算は木造の場合には限られたものしかございません。ただ、国で定められている基準等々は木造の場合にもございまして、こういう構造でこの部分には斜めに材を入れなさいとかです、そのような規定がございまして、木造の耐震に対する基準をもちろん満たしている状態で今回設計させていただいております。

○議長（平川昌昭君） 13番・川村君。

○13番（川村多美男君） 今まで本町ではかなり大きな地震が3回程度ありました。大体私達も鉄筋ではなくて木造に入っているわけですが、木造の2階建ということになります。学校ということは子供達の命を預かる場所でもありますし、大体震度5くらいまでには耐えられるという考え方でよいのでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） 技術的に言いますと、耐えられるというのがどういう状態をイメージされるかということにもよるのですけれど。

今、国のほうでこれまでもずっと言われているのはですね、構造体の部分を致命的に倒壊という言葉の使い方をしていっていると思うのですけれども、いわゆる上から全部つぶれてしまって、中にいる人達が避難するいとまもなく、つぶれてしまって大被害になるということを防ぐ手立てとして、どこまで見定めるかということになっていまして、致命的な状態を出来るだけ起こさない。骨組み等は少なくとも残すのはどこまでの状態でしょうねと。

それが震度に置きかえますとこれも、5、6、7、色々な計算によって違ってきますが、私どもが今認識していますのは、5強というふうに言われているのですけれども、実際問題は安全率等がありますので6くらいまで、6以上、6強くらいまでは致命的にはならないのではないだろうかというふうに、私どもは思っています。

ただその建っている場所等々、不確定要素がたぶんにありますので場合によっては5強と言われる方もいらっしゃるし、震度に置きかえますと、5ですとか6ですとかおそらく誰も言えないというのが現状だと思います。

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

11番・熊谷君。

○11番（熊谷善行君） ひとつ着手日についてちょっと聞きたいのですが、入札執行から竣工までいきますと14カ月くらいですけれども、今林議員の質問にもありましたが、夏休み以降にですね、使えるようにしたいという話ですと逆算していくと結構厳しいのではないかなと思っておりますが、今着手日をいつぐらいに考えているのかを教えてください。

○議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。現在仮契約の状態です、議会の承認をいただきましたら、すぐにでも本契約を結びたいと思っております、あとは会社さんのほうから契約を何日にするか。一週間以内で契約になります。

その日が着手日になりまして、本年はおそらく基礎工事の分までがいくという想定をさせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 11番・熊谷君。

○11番（熊谷善行君） 本年で本年度ということですか。

○議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。失礼いたしました。本年度でございます。

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

10番・田中君。

○10番（田中敏文君） 解体も含まれているということで、どうしても学校が古くなると増改築を繰り返してはいると思うのですが、改築の部分、コンクリート、ボード、木等々あると思うのですが、積算した部分で、解体の部分で品目ごとに積算では見積もったもの以上に、解体のものが増えてしまった場合にですね、どの程度まで町としてはみているのかお聞きしておきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。ご質問の中身はいわゆる建っているものを壊した場合に材料が増えたり、減ったりする可能性があるだろうということで、その設計上の考え方についてかと思えます。

基本的にはですね私どもが持っている資料の中で、現在の入札にあたりましての積算を含みます。それは既存で残っていた建物の材料等を全部拾いあげまして、そのところでまず予定価格の設定をするための積算に入ります。これは今議員おっしゃられたとおり現在ですと分別でございますので、処理場まで持っていくそれぞれの物品に分けて輸送費、処理費までの計算をして入札にかかります。

現地に入りましてまず、壊す前に調べられる状態いわゆる設計と一致しているのかどうかという調査にはいりまして、会社のほうがこれはやりますが。現実問題としてどんどん壊れた材料が分別されていきます。これについて処理したものが設計と、どう変わってきたかという部分ではですね、多いものと少ないものを中身で数量的に調整が入ります。多いところから少ないところとの比較をしまして、多いところはプラスの考え方をしますし少なかったところについては、そのプラスの部分を埋めるような作業を内部的にやります。設計書上でですね。

最終的に特に基礎部分等については分からない部分もありますので、圧倒的に数量が違う又は処分費が予定と違うものが出てきて、全く金額が違うといった場合はですね、全体の設計の中で調整又はそれ以上違った場合には、設計変更という対応になってくることになります。

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって議案第41号は原案可決されました。

◎議案第42号

○議長（平川昌昭君） 日程第3。議案第42号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君）（登壇） 議案第42号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は工事請負契約の締結についてございまして、地方自治法第96条第1項第5号により議決を求めるものでございます。以下内容について資料とあわせご説明いたします。

議案第42号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約の締結する。

契約の目的は磯分内小学校（屋体）改築建築主体工事です。

資料へまいります。

工事概要は改築で屋体、鉄骨造、平屋建、390.96平方メートル。渡り廊下、木造、平屋建、16.90平方メートル。既存屋体解体、鉄鋼造平屋建、408.00平方メートル。工事場所は熊牛原野15線西3。契約金額は1億3,764万6,000円です。契約の方法は指名競争入札です。入札執行日は平成26年8月29日です。指名業者の状況は、有限会社丸ホ星工務店、赤坂建設株式会社、株式会社サトケン、村井建設株式会社、葵建設株式会社、坂野建設株式会社の6社で入札を行った結果、一回で落札いたしました。契約の相手方、予定施工業者名は議案へまいります。

川上郡標茶町旭2丁目8番23号、株式会社サトケン、代表取締役 佐藤紀寿です。

竣工予定日は平成27年11月25日です。新規・継続の別は新規です。備考といたしまして、予定価格1億3,928万7,600円で事前公表で実施いたしました。

以上で、議案第42号の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

7番・後藤君。

○7番（後藤 勲君） 今この解体の話聞いたのですけれど、建物そのものは老朽化してということもあるだろうし新しくなるのですけれど、今まで使っていた備品ですね、例えば机だとか椅子だとかこういうようなものが、スチール製の椅子だとかというものについてはですねどこかに寄贈するか何かリサイクルみたいな形というか、そういうことを考えるとロッカーだとかそういうものについても、どの程度使えるものなのか。全て新しくなるものなのか。それらについてはどのような考えを持っているのか、聞かせていただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長・高橋君。

○教育委員会管理課長（高橋則義君） 備品の関係でございますが、学校建物そのものは昭和40年代の大変古い建物ですので、備品もさうとう古いものでございます。今現在、学校のほうに備品関係の新築に際してどの程度必要かということについては、調査をお願いしているところでありまして、もう少しお時間をいただきたいと思います。

## 平成26年標茶町議会第3回定例会会議録

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） これ標題が（屋体）になっているのですが、当然私は標茶小学校と同じように、防音工事がなされているのかなというふうに思っていたのですが、そうではないのですか。それが1つ。

それから磯分内小学校は私も11年いたのですけれど、屋体の窓がですね三角形な形になっていて非常に使いづらい状態だったのですね。当時としてはデザインの先端をいっているような、した人はそう思ってやったのでしょうけれども。本当に使いづらいことで、あとでいろいろな工夫をしてですね要らないお金を使ったということになりましたが、そちらのほうは大丈夫なのかなということが1つ。

それから先ほど耐震の話がありましたが、前の大きな地震のときに磯分内小学校の屋体の窓ガラスが破損しまして、本来であれば児童が避難すべき屋体の中央にまでその破片が飛んでいたということで、屋体の窓ガラスのフィルムをあとで急遽つけたというようなことがありまして、その辺は大丈夫なのでしょうか。以上の3点です。

○議長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長・高橋君。

○教育委員会管理課長（高橋則義君） 防音工事ではないのかという部分については教育委員会からお答えいたします。

今回の部分につきましては、義務教育施設整備の補助事業で行いますので、屋体という事業名になります。講堂防音事業というのは防衛省の補助事業で行った場合には講堂という名称になります。

○議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） 現在の小学校の屋体の三角部分が非常に使いづらかったということについては、正直私も承知してございませんでした。

今回、元の中学校の場所に移設して新しくなりますので、使い勝手等々も含めてなのでございますが、図面の段階で先生達にもみていただいておりますので、その中で致命的に使いづらいというようなことはないかと私どもは思っていますが、また使っていくうちに細かい課題等が出てくるかもしれませんが、それは随時いろいろな形で対応していきたいと。ただ致命的な状態にはなっていないと私どもは設計の段階で確認してございます。

窓ガラスにつきましては中々難しいところがあるのですけれど、今ご指摘になりました過去の地震のときに窓ガラスが割れた学校があったということで、対応をしよう今のガラスの中でですね、全部を割れない、割れにくいガラスにすることはお金の関係等々で難しいところはあるのですけれども。できるだけ被害が大きならない今ご指摘になりました、屋体のガラスが中央まで飛んでくるような状態にならないガラス、それからフィルム等についても対応できるところについては対応してございます。出来るだけの努力をしているつもりでございます。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 3番目はそれでいいと思うのですが、屋体の窓ガラスの形態について、そちらの窓を見ればわかるのですけれど、こういうふうに長方形になっていなかったのです。教育長はよくご存じだと思うのですけど。そこからだんだん下がって行って三角形になっていたのです。それで例えば暗幕を張ったりするには非常に不便で使いづらいというようなこ

## 平成26年標茶町議会第3回定例会会議録

とがありました。それで是非そのことも含めて、屋体の窓ガラスは長方形が普通だと思うのですが、そうではなかったのです。屋根の傾斜にあわせて細くなっていったということがありまして。それは検討して下さい。

それから防音工事についてこれは管轄が違うから屋体と書いてある、それはわかります。そんなことはわかっているのですが。そんなことはと言ったら失礼ですけども。必要はなかったのかということなのですよ。標茶小学校で防音工事をやっておいて磯分内小学校では必要はなかったのかということを知っているのです。

○議長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長・高橋君。

○教育委員会管理課長（高橋則義君） 今回の磯分内小学校の屋体につきましては、防音工事までは必要ないという判断の上で、文科省の補助事業で行うことにいたしました。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 防衛省の補助の関係なので私のほうからご説明させていただきたいと思いますが。防衛局さんのほうに測定は二回お願いしております。防音をするだけの騒音が測定されなかったということで、今回文部科学省の補助で改築をする予定となっております。

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

4番・本多君。

○4番（本多耕平君） 概要のことでお聞きしたいのですが面積が390.96平方メートルとなっております。この基礎となるものはどのような形で390.96平方メートルとなったのでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） これは補助的なルールの部分もございますが、渡り廊下の部分等を足していただきますと、既存の屋体の面積になろうかと思うのですが、既存の屋体と同じ面積が採択になったということでこの面積で設計を組みました。

○議長（平川昌昭君） 4番・本多君。

○4番（本多耕平君） 例えば生徒数によって、一生徒が何平方メートルとはならず今の課長の言われたような先般の屋体の面積に匹敵するように計算したというふうに、私は理解してよろしいのでしょうか。まったくその基礎となる数字ですね、どういうことで309.96平方メートルとなったのかということをお聞きしたいのですが。繰り返しますけれども、例えば生徒数1人に何平方メートルということではないのですか。

○議長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時45分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を続行します。

○議長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長・高橋君。

○教育委員会管理課長・（高橋則義君） 磯分内小学校の屋体の面積であります。既存の建物が昭和40年代で、現在の児童数が平成26年度では現在23名です。今後の推移におきましても、約20人台から最大で30人程度で推計した資料がありますので、教育環境上、既存の面積に相当

## 平成26年標茶町議会第3回定例会会議録

のものの建替えて十分教育においては足りるというふうに考えて、建設した次第です。

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第42号は、原案可決されました。

### ◎議案第43号

○議長（平川昌昭君） 日程第4。議案第43号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君）（登壇） 議案第43号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案につきましては、北海道市町村職員退職手当組合に「根室北部廃棄物処理広域連合」が新たに加入することに伴って、組合規約別表の変更についての協議をするため、本案を提出するものであります。

以下内容について、ご説明いたします。

議案第43号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

北海道市町村職員退職手当組合規約を変更することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるというものであります。

次ページへまいります。

北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合規約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

議案説明資料のほうの3ページに組合規約の変更する箇所の一部抜粋した新旧対照表を記載してございます。参照していただければと思います。

別表（根室）の項中「中標津町外2町葬斎組合」を「中標津町外2町葬斎組合 根室北部廃棄物処理広域連合」に改める。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

## 平成26年標茶町議会第3回定例会会議録

以上で、議案第43号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時53分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を続行します。

本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第43号は、原案可決されました。

### ◎議案第44号

○議長（平川昌昭君） 日程第5。議案第44号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第44号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例で、国の「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」が平成26年4月30日に公布されたことに伴い、母子及び寡婦福祉法の題名が変更になったこと、及び、父子家庭の「父」が明確に定義されたことなどから、所要の改正を提案するものであります。

以下、内容について説明いたします。

議案第44号、並びに議案説明資料4ページをお開きください。

議案第44号 標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する

条例を別紙のとおり制定する。

次ページをお開き下さい。

標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する  
条例

標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和48年標茶町  
条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「、母子及び寡婦福祉法」を「、母子及び父子並びに寡婦福祉法」  
に改め、「、生活保護法」の次に「(昭和22年法律第144号)」を加え、同項第2号を次のよ  
うに改める。

(2)「父」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男  
子であつて、生活保護法による保護を受けていない者のうち、前号ア又はイのいずれかに該  
当する者であること。

今回の改正につきましては法律の題名が、「母子及び寡婦福祉法」から「母子並びに父子並  
びの寡婦福祉法」に変更になったことによる改正であります。

次に生活保護法の部分につきまして引用している部分であります。法律番号であります  
昭和22年法律第144号がおちていたことが判明いたしましたので、あわせて整理を行わせて  
いただきました。

次に第2号につきましてはこれまで父の定義につきましては、母子家庭であつてひとり親  
家庭等の母に準ずる男子とされていましたが、今回父の定義が明確になったものによる改正  
であります。

附則としましてこの条例は平成26年10月1日から施行するというものであります。

以上で、議案第44号の提案趣旨並びに内容について説明を終わらせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） ちょっとよくわからないので質問しますけれど、母に準ずる男子がこ  
ういう文言に変わったということで、すっきりしたと思うのですよね。それで以前は母子家庭、  
父子家庭といていたのですけれどそういう呼称をしなくて、ひとり親家庭という呼称でいく  
ということで、これはひとり親のそのひとりが父であつても母であつても全てにおいて同等に  
権利といいますか、扱われるのかということを知りたい。その違いは何か出てくるものなのか  
そのことだけ聞きたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えいたします。今回の国の法律改正につきましては、今まで  
母子家庭中心のひとり親というのが中心で、施策が進められていたのかということなのですが  
今回特に父子の部分についての定義を明らかにしながら、同等におそらくこれから制度が見直  
しをされていくのかなという、その最初の法律のかなというふうに理解をしております。

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

## 平成26年標茶町議会第3回定例会会議録

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第44号は、原案可決されました。

### ◎議案第45号

○議長（平川昌昭君） 日程第6。議案第45号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第45号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、予防接種法の一部に改正により、定期の予防接種の対象疾病について、水痘（みずぼうそう）をA類疾病に、高齢者の肺炎球菌感染症をB類疾病にそれぞれ追加することが決定されたことから、手数料徴収条例の一部について所要の改正を提案するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第45号、並びに議案説明資料5ページをお開きください。

議案第45号 標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページをお開き下さい。

標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例

標茶町手数料徴収条例（平成12年標茶町条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第3項第1号中、別表第3項につきましては保健福祉に関すること、第1号につきましては、予防接種法に基づくものであります。

「A類疾病、ア 百日せき・ジフテリア・破傷風・急性灰白髄炎（四種混合）0円、イ 百日せき・ジフテリア・破傷風（三種混合）0円、ウ 急性灰白髄炎0円、エ 風しん0円、オ 麻しん0円、カ 日本脳炎0円、キ 結核（BCG）0円、ク ヒブ感染症0円、ケ 小児の肺炎球菌感染症0円、コ ヒトパピローマウイルス感染症0円、B類疾病、ア インフルエンザ1,000円」を、「A類疾病、ア 百日せき・ジフテリア・破傷風・急性灰白髄炎（四種混合）0円、イ 百日せき・ジフテリア・破傷風（三種混合）0円、ウ 急性灰白髄炎0円、エ 風しん0円、オ 麻しん0円、カ 日本脳炎0円、キ 結核（BCG）0円、ク ヒブ感染症0円、ケ 小児の肺炎球菌感染症0円、コ ヒトパピローマウイルス感染症0円、サ 水痘0円、B類疾病、ア インフルエンザ1,000円、イ 高齢者の肺炎球菌感染

## 平成26年標茶町議会第3回定例会会議録

症3,000円」に改めるものであります。

今回の予防接種の一部改正によりまして、A類疾病に水痘、B類疾病に高齢者の肺炎球菌を追加するものであります。高齢者の肺炎球菌感染症につきましては、平成25年4月より町独自の助成制度を設け、自己負担3,000円で接種を推奨してきましたので、手数料につきましても同額の3,000円と設定させていただきました。なお町の助成制度は定期的予防接種の対象疾病となったことから、10月1日を開始することとしています。

附則としまして、今条例は平成26年10月1日から施行するものであります。

以上で、議案第45号の提案趣旨並びに内容について、説明を終わらせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第45号は、原案可決されました。

### ◎議案第46号

○議長（平川昌昭君） 日程第7。議案第46号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君）（登壇） 議案第46号の提案の趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、本年3月をもって閉校となりました中オソベツ小学校の校舎・教員住宅を、新規就農者及び農業後継者の研修施設として有効利用すべく、現在調査設計中ですが、平成27年4月からの運用を見込み、今般、施設の設置及び管理に関する条例の制定が必要となり、提案するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第46号 標茶町農業研修センター設置及び管理に関する条例の制定について  
標茶町農業研修センター設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定するものです。

次ページ、29ページをご覧くださいと思います。

標茶町農業研修センター設置及び管理に関する条例

## 平成26年標茶町議会第3回定例会会議録

### (目的)

第1条 この条例は、本町における農業の振興と担い手の確保と育成を図り、もって本町農業の発展に寄与するために整備した標茶町農業研修センター（以下「研修センター」という。）の設置及び利用について必要な事項を定めることを目的とする。

### (名称及び位置)

第2条 研修センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 標茶町農業研修センター
- (2) 位置 標茶町字オソツベツ 982 番地 2

### (施設)

第3条 研修センターに置く施設は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊研修施設
- (2) 研修生住宅

### (事業)

第4条 研修センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 標茶町新規就農者誘致特別措置条例（平成7年条例第15号）に規定する新規就農予定者（以下「研修生」という。）及び就農体験生又は実習生の研修並びに宿泊に関すること。
- (2) 農業技術の普及に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その他目的達成に必要なこと。

### (管理の代行)

第5条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に研修センターの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者が管理運営を行う場合において、第8条から第11条、第13条の規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

### (指定管理者が行う業務)

第6条 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 研修センターの管理、運営に関する業務
- (2) 研修センターの使用の承認に関する業務
- (3) 研修センターの使用の承認の取消、使用の制限及び中止に関する業務
- (4) その他町長が管理運営上必要と認める業務

### (利用料金)

第7条 町長は、法第244条の2第8項の規定により、使用者が納入する使用料を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

### (使用者の範囲)

第8条 研修センターの利用者は、次に掲げる者とする。

- (1) 町内農家における研修生
- (2) 町内農家における就農体験生又は実習生
- (3) 町内農業者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、町長が適当と認める者

## 平成26年標茶町議会第3回定例会会議録

### (使用の許可)

第9条 研修センターを使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の許可をする場合には必要な条件を付することができる。

### (使用の制限)

第10条 町長は、次の各号の一に該当するときはその使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序または善良の風俗を乱すおそれがあると認めたとき。
- (2) その他管理上支障があると認めるとき。

### (使用の停止等)

第11条 町長は、次の各号の一に該当するときはその使用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又は規則等に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。

### (使用料)

第12条 施設の使用料は、別表のとおりとする。

2 使用者は、前項に定める使用料を納入しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。

### (使用者の義務)

第13条 研修センターの使用にあたって、使用者は町長の指示に従わなければならない。

2 使用者は、その権利を譲渡し、又は転貸することができない。

3 使用者は、その使用が終わり、又は使用を停止され、使用の許可を取り消されたときは、直ちに使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

4 使用者が前項の義務を履行しないときは、町長がこれを執行し、その費用を使用者から徴収することができる。

### (損害賠償)

第14条 町長は、使用者の責めに帰する理由により、建物又は設備その他の物件を損傷し、又は消失したときは、その損害額の全部又は一部を賠償させることができる。

### (委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、研修センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

この規則につきましては別添の資料のほうに記載をさせてもらっております。

次に別表第12条関係であります。

区分と使用料をそれぞれ読み上げます。

宿泊研修施設居室（短期研修用）、1月、1万円以内。宿泊研修施設居室（長期研修用）、1月、1万5,000円以内。研修生住宅（世帯用）1月、2万円以内。

備考といたしまして、1 施設の使用期間が1月に満たない場合の使用料は、日割り計算した額とし、当該使用料に10円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

2 上記施設を、研修センターの管理上、管理人室として使用する場合には、無料とする。

附則といたしまして、

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第5条の規定により研修センターの管理を指定管理者に行わせるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても、標茶町公の施設に係る指定管理者の手續等に関する条例(平成16年条例第1号)の規定により行うことができる。

3 第8条に規定する研修生及び研修生、就農体験生又は実習生の受け入れの決定に関する必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

以上をもって、議案第46号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長(平川昌昭君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

11番・熊谷君。

○11番(熊谷善行君) 最後の附則の部分の準備行為にかかるのかなと思って考えたものから、お聞きします。

実は先般、JAの金融のほうにお伺いしたときにですね、待機のベンチのところにパンフレットが置いてありまして、そこに既にもう標茶町農業研修センターということで、中オソの学校の写真が入ったのが置いてあったのです。

条例とかが決まっていないうちに出ていたので不思議だなと思ったのですが、今読むと準備行為の部分でもう既にやっているのかなということで確認をしたいのですが。

○議長(平川昌昭君) 農林課長・牛崎君。

○農林課長(牛崎康人君) お答えいたします。ご指摘のとおりなのですが、準備行為自体もこの条例の中で初めて規定されることでありまして、今宣伝しているのがこの条例に基づくことではございません。

ある意味においては先行して行っている部分でありまして、何よりもですねこの施設をつかったあとに、たくさんの研修生に来てもらうということが肝要でありまして、そのために今あらかじめ施設をこれからでき上がる予定だということで、人の呼び込み等を行っているという中で、行っている行為でありますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長(平川昌昭君) 11番・熊谷君。

○11番(熊谷善行君) 課長のほうで了解していたということによろしいのですか。

○議長(平川昌昭君) 農林課長・牛崎君。

○農林課長(牛崎康人君) この施設の内容それから運用等については、当初から農協さんあるいはTACS標茶と協議を重ねておりまして、現在も継続中の部分はあるのですが、全国的に行われている新農業人フェア等に出る際にですね、こういう受け入れ体制を今つくっているの、来ていただきたいという宣伝をするという方針を決定してやっておりますので、私は承知をしております。

○議長(平川昌昭君) 他にご質疑ございませんか。

4番・本多君。

○4番（本多耕平君） これについては総務経済のほうで、十分議論しなければならないと思っているわけですが。

私たち農業者にとってもやっと本町においてこのような施設が出来たかということについては、十分理解をいたします。ただその中でこの経済団体とやはり密接な関係をもっていないと、なかなかこのセンターというのは私も他町村の視察をしていますけれども、技術的なことを研修する場所ですとか、あるいはまたノウハウだけをするとかいろいろあると思うのですが。

今、熊谷議員もおっしゃったようにこれはもう当然走りださなくてはならないですし、場所においても立派なものできているわけですから。その中でTACSとのどのような関係をもっていくのかということもお聞きしておきたいのです。と言いますのは他町村ですと生産技術というようなことで、研修牧場というような形でセンターではなくていわゆる生産も含めての研修をしていくというような、施設が多かったという気がいたしております。そんな意味ではTACS、そばにある生産法人と、この研修センターをどのように接点を結んでいくのかということもお聞きしておきたいと思うのですが。

○議長（平川昌昭君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。実は来年4月からの運用を目指して、9月に条例制定をしなければいけない理由というのは、運用にあたっては指定管理者制度の導入ということ念頭において作業しているからでありまして、この先直近の議会にですね指定管理に関する手続き等について、ご提案をさせていただきたいというふうに考えていたところであります。

ですから詳細な審議については、あるいは説明についてはそのときになろうかと思うのですが、今、現在建物の管理・運営そのものについて、議員ご指摘の法人に指定管理者となっただけでないかということをお願いしております。そういう仕組みの中でこの研修センターについては、研修生が宿泊する場所あるいは研修生自身、町内の農業者、青年等が学習し交流する場所という位置づけをしながら、主たる研修場所の一つとしてはTACS標茶ということで隣接する農業生産法人に研修生の受け入れをお願いしながら、その新規で指導農業士あるいは他の法人等受け入れをしてくれるところには、研修生を入れながらということを考えておりますけれども、相対的な枠組みについては、ご心配の生産法人あるいは農業団体との密接な連携のもとにやろうとしているところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案第46号は、直ちに総務経済委員会に付託のうえ、閉会中継続審査とすることに、いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

## 平成26年標茶町議会第3回定例会会議録

よって、ただいま議題となりました議案第46号は、直ちに、総務経済委員会に付託のうえ、閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

### ◎議案第47号・議案第48号・議案第49号

○議長（平川昌昭君） 日程第8。議案第47号、議案第48号、議案第49号を一括議題といたします。

議題3案の提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君）（登壇） 議案第47号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、平成26年度一般会計補正予算第2号でございまして、保健予防対策、農業振興対策、安全安心対策などに資するため、歳入歳出それぞれ1億998万2,000円を追加し、総額を107億2,228万4,000円にしたいというものでございます。

歳出の主なものを申し上げますと、塘路元村地区の地上デジタル放送難視聴解消工事で640万円、合併処理浄化槽設置費補助として524万円、新規就農者支援事業で1,620万5,000円、農業水道配水管支線敷設替工事で320万円、道路補修工事で500万円などを計上いたしました。

他会計への繰出金につきましては、下水道事業特別会計へ150万円を負担したところであります。

一部事務組合への負担金につきましては、川上郡衛生処理組合への負担金で65万9,000円の減額、北部消防事務組合負担金で1,051万7,000円の増額を行なったところであります。

一方、歳入につきましては、地方交付税の増額及び前年度繰越金などを充当し、収支のバランスをはかったところであります。

また、地方債で4件の提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

平成26年度標茶町一般会計補正予算（第2号）

平成26年度標茶町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億998万2,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億2,228万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いご説明を申し上げます。

11ページをお開き下さい。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお2ページからの第1表歳入歳出予算補正については、ただいままでの説明と重複しますので省略させていただきます。

5ページへお戻り下さい。

第2表 地方債補正であります。

1、過疎対策事業の補正前の限度額2億4,080万円に埋立処分場建設で730万円、エネルギー回収施設建設で1,240万円を追加し、補正後の限度額を2億6,500万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じであります。

また、以下3、公営住宅建設事業、5、臨時財政対策債についても同じでありますので以下説明を省略させていただきます。

3、公営住宅建設事業、補正前の限度額2,470万円に90万円を追加し、補正後の限度額を2,560万円とするものであります。

4、一般廃棄物処理事業は皆減であります。

5、臨時財政対策債、補正前の限度額3億2,360万円から532万5,000円を減額し、補正後の限度額を3億1,827万5,000円とするものであります。

合計で申し上げますと、補正前の限度額9億3,790万円から2,882万5,000円を減額し、補正後の限度額を9億907万5,000円とするものであります。

20ページをお開き下さい。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。合計で申し上げますが、当該年度中起債見込額は補正前の額9億3,790万円から補正額2,882万5,000円を減額し、補正後の額を9億907万5,000円とするもので、当該年度末現在高見込額は、補正前の額103億6,330万円から補正額2,882万5,000円を減額し、補正後の額は103億3,447万5,000円となるものであります。

以上で、議案第47号の内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君）（登壇） 議案第48号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、平成26年度標茶町下水道事業特別会計補正予算第1号で、磯分内処理場の処理水の移送経費を計上させていただくものです。

磯分内処理場につきましては、昨年処理能力の低下現象が起り、国土交通省国土技術制作総合研究所を中心に原因究明および改善策の検討を行っており、今年度、原因の究明がなされた時点で改善策を講じた上での増設工事を行う予定でありますが、まだ原因の特定ができていないことから、現段階では今年度、増設工事を行うことができるか不確定の状況となっております。

原因究明は様々な運転方法で行っているため、昨年度悪化した汚泥を入れ替えるという作業が発生していますが、万一このまま増設工事ができなかった場合、昨年同様汚泥入れ替えのための移送作業を行う必要が生じることから、移送費の補正をさせていただくものです。

以下内容についてご説明いたします。

平成26年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成26年度標茶町の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,150万円とする。

## 平成26年標茶町議会第3回定例会会議録

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、内容について歳入歳出予算補正事項別明細書に従いご説明いたします。

8ページをお開き下さい。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

2ページをお開き下さい。2ページ、3ページの第1表歳入歳出予算補正でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第48号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午前 11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を続行します。

議案第49号の提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第49号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、平成26年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）で、保険事業勘定の歳出では、平成25年度の地域支援事業交付金の精算、及び介護給付負担金の精算に伴う返還、権利擁護事業の内容の変更に伴う予算の組み替え、歳入では、その財源を平成25年繰越金等で充当するものであります。

介護サービス事業勘定の歳出は、介護老人福祉施設でありますやすらぎ園の園長交代に伴う社会福祉施設長研修への派遣が必要になったこと等による特別旅費の追加で、歳入では、その財源を平成25年度の繰越金により充当するものであります。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

平成26年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成26年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ948万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,672万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

第2条 介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,511万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書にしたがいまして説明いたします。

10ページをお開き下さい。

## 平成26年標茶町議会第3回定例会会議録

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

2ページにお戻り下さい。

2ページからの第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正および4ページからの第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正はただいまの説明と内容が重複しますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第49号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わらせていただきます。

○議長(平川昌昭君) お諮りいたします。

ただいま議題となりました議題3案は、直ちに議長を除く13名で構成する「議案第47号、議案第48号、議案第49号審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、審査することに、いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議題3案は、議長を除く13名で構成する「議案第47号、議案第48号、議案第49号審査特別委員会」に付託し審査することに、決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 1時11分

再開 午後 4時40分

○議長(平川昌昭君) 休憩前に引き続き、本会議を開きます。

会議規則に定められた時刻がせまりましたが、なお、残余の日程がありますので、本日の会議時間は、あらかじめ延長いたします。

### ◎認定第1号ないし認定第7号

○議長(平川昌昭君) 日程第9。認定第1号・認定第2号・認定第3号・認定第4号・認定第5号・認定第6号・認定第7号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となりました認定7案は、直ちに、議長・監査委員を除く12名で構成する「平成25年度標茶町各会計決算審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、閉会中継続審査とすることに、いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました認定7案は、議長・監査委員を除く12名で構成する「平成25年度標茶町各会計決算審査特別委員会」に付託し、閉会中継続審査とすることに、決定いたしました。

### ◎意見書案第20号

○議長(平川昌昭君) 日程第10。意見書案第20号を議題といたします。

## 平成26年標茶町議会第3回定例会会議録

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第20号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって意見書案第20号の趣旨説明は省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第20号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって意見書案第20号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第20号を採決いたします。

意見書案第20号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第20号は、原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

### ◎意見書案第21号

○議長(平川昌昭君) 日程第11。意見書案第21号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第21号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第21号の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第21号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

## 平成26年標茶町議会第3回定例会会議録

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第21号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第21号を採決いたします。

意見書案第21号を、原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第21号は、原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

### ◎意見書案第22号

○議長（平川昌昭君） 日程第12。意見書案第22号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第22号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第22号の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第22号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第22号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第22号を採決いたします。

意見書案第22号を、原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第22号は、原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

## 平成26年標茶町議会第3回定例会会議録

### ◎閉会中継続調査の申し出について

○議長（平川昌昭君） 日程第13。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、いずれも閉会中継続調査として、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

### ◎議員派遣について

○議長（平川昌昭君） 日程第14。議員派遣を議題といたします。

お諮りいたします。

釧路町村議会議長会主催の町村議会議員研修会が10月23日から24日に、弟子屈町で開催されます。全議員を派遣することにいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、会議規則第125条の規定により、議員を派遣することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 4時48分

再開 午後 4時50分

### ◎日程の追加

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を続行します

ただいま、付託しておりました議案第47号・議案第48号・議案第49号審査特別委員会委員長から、審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第47号・議案第48号・議案第49号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

### ◎議案第47号・議案第48号・議案第49号

○議長（平川昌昭君） お諮りいたします。

## 平成26年標茶町議会第3回定例会会議録

議題3案に関し、付託いたしました議案第47号・議案第48号・議案第49号審査特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告は省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 質疑はないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、議題3案を一括採決いたします。

議題3案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

議題3案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第47号・議案第48号・議案第49号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

### ◎閉議の宣告

○議長(平川昌昭君) 以上で、本定例会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

### ◎閉会の宣告

○議長(平川昌昭君) 以上をもって、平成26年標茶町議会第3回定例会を閉会いたします。

(午後 4時52分閉会)

平成26年標茶町議会第3回定例会会議録

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長                    平 川     昌 昭

署名議員 4番                    本 多     耕 平

署名議員 5番                    林             博

署名議員 6番                    黒 沼     俊 幸